平成28年度

介 護療養型医療施設 短期入所療養介護・介護予防短期入所療 養介護

集団指導資料 (参考資料)

平成29年2月14日(火)

岡山県保健福祉部 長寿社会課

平成28年度集団指導資料(参考資料)目次

関係法令

•	・「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第 効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正 定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を 県条例の対照表)	前の介護保口	険法に基~ (国基準省	づく指
•	・「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2分 効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正 例で規定された指定介護療養型医療施設の人員、設備及	前の介護保口	険法に基へ 準につい	づき条 て 」
•	・「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人」 を定める条例(抜粋)」(国基準省令と県条例の対照表)			基準等 28
•	・「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業 に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果 定める条例(抜粋)」(国基準省令と県条例の対照表)		方法の基準	
•	・「介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サー ービス等の基準等について(抜粋)」	ビス等及び打		予防サ 6 1

〇[旧]指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

[平成十一年三月三十一日号外厘生省令第四十一号]

|○健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するも のとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、 設備及び運営の基準を定める条例

[平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十六号]

「この省令は、平成二四年一月三○日厚生労働省令第一○号(健康保険法等の一部を改正する法律の一部 の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令)一条により廃止。ただし、平成一八年六月二一日 法律八三号(健康保険法等の一部を改正する法律)附則一三○条の二第一項により、平成三○年三月三一 目までの間、なおその効力を有する]

目次

第一章 趣旨及び基本方針(第一条・第一条の二)

第二章 人員に関する基準 (第二条)

第三章 設備に関する基準(第三条—第五条)

第四章 運営に関する基準 (第六条--第三十六条)

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針(第三十七条・第三十八条)

第二節 設備に関する基準(第三十九条—第四十一条)

第三節 運営に関する基準(第四十二条—第五十条)

附則

第一章 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第一条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十条第三項の厚生労働省令 で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 法第百十条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」とい う。) 及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。) にあっては、指定 都市又は中核市。以下この条において同じ。) が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条、第二 十二条(第五十条において準用する場合を含む。)、第四十八条第二項及び第三項、附則第四条から附 則第六条まで、附則第十八条並びに附則第十九条の規定による基準
- 法第百十条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定める に当たって従うべき基準 第三条第二項第二号、第四条第二項第二号、第五条第二項第二号、第三十九 条第二項第一号イ(3) (床面積に係る部分に限る。)、第四十条第二項第一号イ(3) (床面積に係 る部分に限る。) 並びに第四十一条第二項第一号イ(3) (床面積に係る部分に限る。) の規定による
- 三 法第百十条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定める に当たって従うべき基準 第六条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)、第六条の二(第 五十条において準用する場合を含む。)、第十四条第四項及び第五項、第十六条(第五十条において準 用する場合を含む。)、第十八条第七項、第三十条(第五十条において準用する場合を含む。)、第三 十四条(第五十条において準用する場合を含む。)、第四十三条第六項及び第七項並びに第四十四条第 八項の規定による基準
- 四 法第百十条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道 府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定に よる基準以外のもの

(基本方針)

にするものでなければならない。

目次

第一章 趣旨及び基本方針(第一条・第二条)

第二章 人員の基準(第三条)

第三章 設備の基準(第四条—第六条)

第四章 運営の基準 (第七条—第四十条)

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営の基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針(第四十一条・第四十二条)

第二節 設備の基準(第四十三条—第四十五条)

第三節 運営の基準 (第四十六条—第五十四条)

附則

第一章 趣旨及び基本方針

第一条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条 の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保 険法(平成九年法律第百二十三号)(以下「旧法」という。)第百十条第一項及び第二項の規定に基づ き、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定めるものとする。

(基本方針)

第一条の二 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス **第二条** 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画 計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の「に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要 必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう |な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにす るものでなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介 護療養施設サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含 te。以下同じ。)、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービ | 援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を ス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

- **第二条** 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四|**第三条** 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四 は、次のとおりとする。
- 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数 以上
- **二** 療養病床に係る病室によって構成される病棟(療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以 下「療養病床に係る病棟」という。) に置くべき看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 三 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者 の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 四 理学療法十及び作業療法十 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数
- 五 介護支援専門員 一以上(療養病床に係る病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)におけ る入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
- 2 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。) に置くべき従業者の員数 は、次のとおりとする。
- 医師 常勤換算方法で、一以上
- **二** 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者 の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 三 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者 の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 四 介護支援専門員 一以上
- 3 指定介護療養型医療施設(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第 3 指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によ 四条第二項に規定する病床により構成される病棟(以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。)を有す る病院(以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限る。)に置くべき従┃いう。)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟(以下「老人性認知症疾患療養病棟」とい 業者の員数は、次のとおりとする。
- 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員
- イ 老人性認知症疾患療養病棟(医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第四十三条の二 の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。) にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における 入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上
- □ 老人性認知症疾患療養病棟(イの規定の適用を受けるものを除く。)にあっては、常勤換算方法 で、当該病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上
- 三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟にお ける入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
- 五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上
- 介護支援専門員 一以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。) に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
- 4 前三項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によ る。

- 護療養施設サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支 「行う者をいう。以下同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との密接な連携に努めなければならない。

第二章 人員の基準

(従業者の員数)

- 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院であるものに限る。)に置くべき従業者の員数 | 号の療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次の とおりとする。
 - 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ療養病床を有する病院として必要とされる数以上
 - 療養病床に係る病室によって構成される病棟(療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以 下「療養病床に係る病棟」という。) に置くべき看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
 - 三 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者 の数が六又はその端数を増すごとに一以上
 - 四 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数
 - 五 介護支援専門員 一以上(療養病床に係る病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)におけ る入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
 - 2 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。) に置くべき従業者の員数 は、次のとおりとする。
 - 医師 常勤換算方法で、一以上
 - **二** 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者 の数が六又はその端数を増すごとに一以上
 - 三 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者 の数が六又はその端数を増すごとに一以上
 - 四 介護支援専門員 一以上
 - りなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)(以下「旧令」と う。)を有する病院(以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限る。) に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
 - 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
 - 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員
 - ✔ 老人性認知症疾患療養病棟(医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条 例(平成二十四年岡山県条例第四十六号。以下「医療法基準条例」という。)第五条第三項の規定の 適用を受ける病院が有するものに限る。)にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者 の数が三又はその端数を増すごとに一以上
 - 老人性認知症疾患療養病棟(イの規定の適用を受けるものを除く。)にあっては、常勤換算方法 で、当該病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上
 - 三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟にお ける入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
 - 四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
 - 五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上
 - 介護支援専門員 一以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。) に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
 - 14 前三項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によ

- 5 第一項から第三項までの常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介 5 第一項から第三項まで並びに附則第二条及び第十条の常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務 護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換 |延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することに 算する方法をいう。
- 6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型 医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第五号及び第三項第六号の規定にかかわら ず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認 知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数|知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数 が百又はその端数を増すごとに一とする。
- 7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができ る者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療 施設(第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。)を |除く。)及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支 |及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない **障がない場合は、この限りでない。**
- 8 第一項第五号、第三項第六号及び第六項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でな ければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務 に従事することができるものとする。
- 9 第三項第一号の医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを 担当する医師としなければならない。
- 10 第三項第四号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に 10 第三項第四号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に 従事する常勤の者でなければならない。

第三章 設備に関する基準

(構造設備)

- **第三条** 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。)は、食堂 **|第四条** 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。)は、食堂 及び浴室を有しなければならない。
- 2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の 2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を 基準を満たさなければならない。
- 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
- 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上 とすること。
- **三** 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、 一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七 メートル以上としなければならない。
- 四 機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備 えなければならない。
- **五** 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければな らない。
- 大食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有 しなければならない。
- **七** 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要 な設備を設けることとする。
- 堂及び浴室を有しなければならない。
- 2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の 基準を満たさなければならない。
- 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
- 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上 とすること。
- **三** 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、 一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七 メートル以上としなければならない。

- より常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型 医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第五号及び第三項第六号の規定にかかわら ず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認 が百又はその端数を増すごとに一とする。
- 7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができ る者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療 |施設(第四十一条のユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。) 場合は、この限りでない。
- 8 第一項第五号、第三項第六号及び第六項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でな ければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務 に従事することができるものとする。
- 第三項第一号の医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを 担当する医師としなければならない。
- 従事する常勤の者でなければならない。

第三章 設備の基準

(構造設備)

及び浴室を有しなければならない。

- 満たさなければならない。
- 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
- 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上 とすること。
- **三** 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、
- 一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七 メートル以上としなければならない。
- 四 機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備 えなければならないこと。
- **五** 談話室は、療養病床の入院患者同士及び入院患者とその家族が談話を楽しむことができる広さを有 しなければならないこと。
- 大食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有 しなければならないこと。
- **七** 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならないこと。
- 13 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要 な設備を設けることとする。
- **第四条** 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。)は、食 **|第五条** 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。)は、食 堂及び浴室を有しなければならない。
 - | 2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を 満たさなければならない。
 - 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
 - 二 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者─人につき六・四平方メートル以上 とすること。
 - 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、
 - 一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七 メートル以上としなければならない。

四 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければなら ない。

五 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければな らない。

大食堂は、内法による測定で、瘡養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有 しなければならない。

七 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要 3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要 な設備を設けることとする。

同じ。)は、生活機能訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。

浴室については、次の基準を満たさなければならない。

- 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四 平方メートル以上とすること。

三 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床 面積は、入院患者一人につき十八平方メートル以上とすること。

四 患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法 による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測 定で、二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅に あっては、二・一メートル以上)としなければならない。

五 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなけれ ばならない。

人につき二平方メートル以上の面積を有しなければならない。

★ 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の 広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとす

八 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要 3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要 な設備を設けることとする。

第四章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

又はその家族に対し、第二十四条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービ スの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患 者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書 2 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書 の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべ「の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべ き重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げ るもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合におい て、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。
- 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの

◆ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機と を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記 録する方法

四 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければなら ないこと。

五 談話室は、療養病床の入院患者同士及び入院患者とその家族が談話を楽しむことができる広さを有 しなければならないこと。

★ 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者─人につき─平方メートル以上の広さを有 しなければならないこと。

七 浴室は、身体の不自由な者の入浴に滴したものでなければならないこと。

な設備を設けることとする。

第五条 指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において **第六条** 指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において 同じ。)は、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び 2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室に ついては、次の基準を満たさなければならない。

老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四 平方メートル以上とすること。

三 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床 面積は、入院患者一人につき十八平方メートル以上とすること。

四 患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法 による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測 定で、二・七メートル以上(医療法基準条例第五条第三項の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっ ては、二・一メートル以上)としなければならない。

五 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなけれ ばならないこと。

人につき二平方メートル以上の面積を有しなければならないこと。

七、食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の 広さを有しなければならないこと。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるもの とする。

八 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならないこと。

な設備を設けることとする。

第四章 運営の基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者 **|第七条** 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者 又はその家族に対し、第二十七条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意 を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

> |き重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げ るもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合におい て、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの

◆ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機と を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記 録する方法

- 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定 する重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用 に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受 ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電 子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- **二** 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して おくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方
- **3** 前項に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成するこ とができるものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患 者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護療養型医療施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするとき は、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示 し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 第二項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの
- ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から文書又は電磁的 方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、第 再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

らない。

(サービス提供困難時の対応)

ならない。

(受給資格等の確認)

第七条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、その者の **|第十条** 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、その者の 提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなけ|提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなけ ればならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記 載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努め「審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。 なければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

- の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて凍や かに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認 2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認 定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退院)

- 第九条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指 定介護療養施設サービスを提供するものとする。
- 2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数 2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の変員から入院患者の数 を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘 なければならない。

- □ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要 事項を雷気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電 子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の 承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこと ができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法
- 前項に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成するこ とができるものでなければならない。
- | 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患 者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護療養型医療施設は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あら かじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又 は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - 第二項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの
 - ファイルへの記録の方式
- 6 前項の承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該承諾を得た後に、当該患者又はその家族から文書 又は雷磁的方法により第一項の重要事項について雷磁的方法による提供を受けない旨の申出があったとき 一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が┃は、当該患者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該 患者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第六条の二 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく指定介護療養施設サービスの提供を拒んではな **第八条** 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならな

(サービス提供困難時の対応)

第六条の三 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが **|第九条** 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難 |困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を凍やかに講じなければ | であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等適切な措置を凍やかに講じなければならな

(受給資格等の確認)

- ればならない。
- | 2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定

(要介護認定の申請に係る援助)

- **第八条** 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定 **|第十一条** 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認 定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速 やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
 - 定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退院)

- **|第十二条** 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、 指定介護療養施設サービスを提供するものとする。
- を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘 案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努め「案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努め なければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会 3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会 定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判 断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行う とともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努 めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- **第十条** 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種 **|第十三条** 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の 類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。
- スの内容等を記録しなければならない。
- 第十一条 削除 [平成二〇年三月厚労令七七号]

(利用料等の受領)

- 護サービス費(同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。)が入院患者に代わり当該 指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービスを いう。以下同じ。)に該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料(施設 介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定介護療 養施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その 額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設 サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該施設に支払われ る施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供し た際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じ ないようにしなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けるこ とができる。
- 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院 患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当 該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同 条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- **二** 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に 支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特 定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第 二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- **三** 厚牛労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要 となる費用
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要 となる費用
- 五 理美容代
- **六** 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活 においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められ るもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。

- 等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等(法第八条第二十三項に規定する指┃等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければ ならない。
 - 4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判 断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。
 - **5** 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行う とともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努 めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービ 2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービ スの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

- **第十二条** 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介 **|第十四条** 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス(旧法第四十八条第四項の規定により施設 ↑介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービ ス費に係る指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。) に該当する指定介護療養施設サービスを提供 した際には、入院患者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下 同じ。) の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて同条第二項の厚生労働大臣が定める基準 により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるとき は、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」とい う。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとす
 - 2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供し た際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じ ないようにしなければならない。
 - 3 指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けるこ とができる。
 - 食事の提供に要する費用(旧法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入 院患者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定 入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同号の食 費の負担限度額)を限度とする。)
 - 二 居住に要する費用(旧法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者 に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所 者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同号の居住費 の負担限度額)を限度とする。)
 - **三** 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要 となる費用
 - 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要 となる費用
 - 五 理美容代
 - においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められ るもの
 - 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。

5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あら 5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あら かじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入「かじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入 ては、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十三条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに **|第十五条** 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに 係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認め られる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

- **第十四条** 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪 **|第十六条** 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪 化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければなら
- 2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配 慮して行われなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨 とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行 わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の 入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行 動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その熊様及び時間、その際の入院 患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にそ 6 指定介護療養型医療施設は、その提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改 の改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

- **第十五条** 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務|**第十七条** 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務 を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」とい う。) は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地 なければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者に ついて、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らか にし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなけ ればならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」とい う。) に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画 担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければな らない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治 療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合 的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定 介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設 サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提 供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同 じ。) の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者か ら、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意につい「院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意につい ては、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認め られる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

- 化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければなら ない。
- 2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配 慮して行われなければならない。
- |3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨 とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行 わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の 入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行 動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- **| 5** 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その熊様及び時間、その際の入院患者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 善を図らなければならない。
- 7 指定介護療養型医療施設は、必要に応じ、入院患者が成年後見制度を活用することができるように配 慮しなければならない。

(施設サービス計画の作成)

- を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」とい |う。) は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地 域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努め 域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努め なければならない。
 - 13 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者に ついて、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らか にし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなけ ればならない。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」とい う。)に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画 担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければな らない。
 - 15 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治 療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合 的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定 介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設 サービス計画の原案を作成しなければならない。
 - | 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提 供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同 じ。) の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者か ら、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- |**7** 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して**|7** 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して 説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者 に交付しなければならない。
- 患者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うも のとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当 10 計画担当介護支援専門員は、前項の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たって、 たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限 り、次に定めるところにより行わなければならない。
- 定期的に入院患者に面接すること。
- 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対す る照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求┃る照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求 めるものとする。
- 入院患者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- 二 入院患者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

- ければならない。
- ━ 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を 基とし、療養上妥当適切に行う。
- 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理 が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 宣常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努 め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行う。
- **五** 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならな 11
- だし、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十六項に規定する治験に係る診療において、 当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他 の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第十七条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助 けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければな らない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよ う、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清し 2 指定介護療養型医療施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清し きしなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自 立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなけれ 4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなけれ ばならない。

- 説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。
- に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入院 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入院 |患者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うも のとする。
 - は、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に 定めるところにより行わなければならない。
 - 定期的に入院患者に面接すること。
 - **二** 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
 - 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対す めるものとする。
 - 入院患者が要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入院患者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
 - 12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

- **第十六条** 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に厚生労働大臣が定める基準によらな **|第十八条** 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に厚生労働大臣が定める基準によらな ければならない。
 - 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を 基とし、療養上妥当適切に行うこと。
 - 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理 が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこ
 - 三 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努 め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
 - 四 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
 - **五** 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない
 - と。ただし、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十六項の治験に係る診療において、当 該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。
 - 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他 の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。

(機能訓練)

第十九条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助 けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければな らない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第二十条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよ う、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- きしなければならない。
- 立について必要な援助を行わなければならない。
- ばならない。

- その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、前各項に定めるほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常 6 指定介護療養型医療施設は、前各項に定めるほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常 生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護療養型医療施設は、その入院患者に対して、入院患者の負担により、当該指定介護療養型医 療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- するとともに、適切な時間に行われなければならない。
- 2 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めな 3 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めな ければならない。

(その他のサービスの提供)

- のとする。
- 交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(患者に関する市町村への通知)

- かに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
- 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないと き。
- 二 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状 熊の程度を増進させたと認められるとき。
- **三** 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の管理)

- 二条第二項に基づく許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院、診療所を管理する者であってはなら「項の許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院又は診療所を管理する者であってはならない。 ない。
- 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を 療養型医療施設の管理上支障がない場合には、この限りでない。

(管理者の責務)

- **第二十三条** 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の**|第二十五条** 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の| 実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行 うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

- のとする。
- 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等に より、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- → 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対 して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

- **5** 指定介護療養型医療施設は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、 **5** 指定介護療養型医療施設は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その 発生を予防するための体制を整備しなければならない。
 - 生活上の世話を適切に行わなければならない。
 - 7 指定介護療養型医療施設は、その入院患者に対して、入院患者の負担により、当該指定介護療養型医 療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- **第十九条** 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜(し)好を考慮したものと **第二十一条** 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜(し)好を考慮したものと するとともに、適切な時間に行われなければならない。
 - 2 指定介護療養型医療施設は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供 するよう努めなければならない。
 - ければならない。

(その他のサービスの提供)

- **第二十条** 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるも**|第二十二条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者からの要望を考慮し、入院患者の嗜(し)好に応じた趣 味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供に努めなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との 2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との 交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(患者に関する市町村への通知)

- **第二十一条** 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次のいずれ |**第二十三条** 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次の各号の いずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
 - 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないと き。
 - 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状 態の程度を増進させたと認められるとき。
 - **三** 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の管理)

- **第二十二条** 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、当該施設所在地の都道府県知事等の医療法第十**|第二十四条** 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、当該施設所在地の知事等の医療法第十二条第二
- 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護 ┃三十八年法律第百三十三号)第二十条の四の養護老人ホームをいう。)等の社会福祉施設を管理する者で あってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施 設の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(管理者の責務)

- 実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

- 第二十三条の二 計画担当介護支援専門員は、第十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うも |第二十六条 計画担当介護支援専門員は、第十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものと
 - 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等に より、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
 - → 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対 して情報を提供するほか、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するこ

- 第三十二条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- 四 第三十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

- **第二十四条** 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下|**第二十七条** 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程(以下「運 「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
- 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者の定員
- 四 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 大 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- るよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければ 2 指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければ ならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならな

(定員の遵守)

第二十六条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならな い。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二十七条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関へ の通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他 必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理 を適正に行わなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又は まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検 計する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業 者に周知徹底を図ること。
- 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整 備すること。

- 第三十六条第二項の規定により苦情の内容等を記録すること。
- 四 第三十八条第三項の規定により事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。

(運営規程)

- 営規程」という。)を定めておかなければならない。
- 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者の定員
- 四 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- **第二十五条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供でき |**第二十八条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供する ことができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
 - ならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
 - 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならな
 - 4 前項の研修には、入院患者の尊厳を守り、入院患者及びその家族が共に健やかな生活を送ることがで きるよう、入院患者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(定員の遵守)

第二十九条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならな い。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第三十条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定され る非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画 を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従 業者に周知しなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練そ の他の必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、非常災害時における入院患者の安全の確保が図られるよう、あらかじ め、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 4 指定介護療養型医療施設は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の 受入れに努めるものとする。

(衛生管理等)

- **第二十八条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する **|第三十一条** 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する 水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理 を適正に行わなければならない。
 - | 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又は まん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検 計する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業 者に周知徹底を図ること。
 - 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整 備すること。

- **三** 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対 **処等に関する手順に沿った対応を行うこと。**

(協力歯科医療機関)

第二十八条の二 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなけ | **第三十二条** 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければ ればならない。

(掲示)

第二十九条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概 | **第三十三条** 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概 要並びに従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならな「要及び従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならな

(秘密保持等)

- の家族の秘密を漏らしてはならない。
- 又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際に は、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- **第三十一条** 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に **│第三十五条** 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に 当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹 介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- **第三十二条** 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその **|第三十六条** 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその 家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措|家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置 置を講じなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければ ならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、法第二十三条の規定による 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会 に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を 受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告 しなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関し て国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定 する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第二号の規定による調査 に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合において は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内 6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内 容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

- **第三十三条** 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との **|第三十七条** 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及 連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 事業に協力するよう努めなければならない。

- **三** 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対 処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力歯科医療機関)

ならない。

(掲示)

(秘密保持等)

- **第三十条** 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はそ | **第三十四条** 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又は その家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者 2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者 又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際に は、あらかじめ、文書により入院患者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹 介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- を講じなければならない。
- | 2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければ ならない。
- 13 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、旧法第二十三条の規定によ る市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照 会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言 を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告 しなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関し て国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項の国民 健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う旧法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するととも に、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従っ て必要な改善を行わなければならない。
- 容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

- び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入 2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入 院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する|院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する 事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 置を講じなければならない。
- 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指 針を整備すること。
- 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その 分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- **三** 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生し た場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならな「た場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならな
- 3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければ 3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければ ならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事 故が発生した場合は、損害賠償を凍やかに行わなければならない。

(会計の区分)

を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第三十六条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備し ておかなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次の各号に 掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 施設サービス計画
- 第十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第十四条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由の記録
- 四 第二十一条に規定する市町村への通知に係る記録
- **五** 第三十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十七条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設(施 設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室(当該病室の入院患者が交流 し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユ ニット」という。)ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医 療施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めると ころによる。

(基本方針)

第三十八条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設 サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入 院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護 その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に「その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に 社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- **第三十四条** 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措|**第三十八条** 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講 じなければならない。
 - 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための 指針を整備すること。
 - 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その 分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - **三** 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
 - 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生し
 - ならない。
 - 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事 故が発生した場合は、損害賠償を凍やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十五条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計 **|第三十九条** 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計 を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第四十条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備して おかなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる 記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
 - 施設サービス計画
- 第十三条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録
- **五** 第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営の基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第四十一条 第二条及び前二章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設(施設の全部に おいて少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室(当該病室の入院患者が交流し、共同で 日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。) により一体的に構成される場所(以下「ユニット」とい う。) ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をい う。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営の基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第四十二条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設 サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入 院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護 社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、 を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 設備に関する基準

(構造設備)

第三十九条 ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。以下この条において同 **│第四十三条** ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。以下この条において同 じ。)は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

基準を満たさなければならない。

- ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提 供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体 的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければなら ない。

(3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・ 三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を 前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えな

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

□ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、 共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者 の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 便所

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したも のとすること。

■ 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とするこ

三 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備え ること。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供す るものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場 |るものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場 合は、この限りでない。

4 第一項第一号ロの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条第一項第二号に規定する食堂とみなす。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に 5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に 際して必要な設備を設けることとする。

じ。)は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

字介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス「居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービ スを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 設備の基準

(權告設備)

じ。)は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の 2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を 満たさなければならない。

ユニット

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提 供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体 的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としな ければならない。

(3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・ 三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を 前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えな い。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

□ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、 共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者 の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

二 便所

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとす ること。

■ 廊下の幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とするこ

三 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備え ること。

四 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供す 合は、この限りでない。

4 第一項第一号ロの共同生活室は、医療法基準条例第六条第三号の食堂とみなす。

際して必要な設備を設けることとする。

第四十条 ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同 **|第四十四条** ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。以下この条において 同じ。)は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の 2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を 基準を満たさなければならない。

ユニット

イ 病室

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供 上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的 に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならな
- **(3)** 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
- (i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1) ただし書の場合にあっては、二十一・三 平方メートル以上とすること。
- (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前 提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- □ 共同生活室
- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共 同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の 定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。
- ハ 洗面設備
- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 便所

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したもの とすること。
- **二 廊下幅** ー・ハメートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とするこ
- 三 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- 四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 3 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供す るものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場 合は、この限りでない。
- 4 第二項第一号ロの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四第一項に規定する食堂とみなす。
- 5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に 5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に 際して必要な設備を設けることとする。
- 第四十一条 ユニット型指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下 この条において同じ。)は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。
- は、次の基準を満たさなければならない。
- ユニット
 - イ 病室
 - (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提 供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体 的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければなら ない。
 - (3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - (i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・ 三平方メートル以上とすること。

- 満たさなければならない。
- ユニット

イ 病室

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供 上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的 に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなけれ ばならない。
- (3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
- (i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1) ただし書の場合にあっては、二十一・三 平方メートル以上とすること。
- (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前 提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- □ 共同生活室
- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共 同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の 定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。
- 八 洗面設備
- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- **二** 便所
- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとする こと。
- 廊下の幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とするこ
- 三 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- 四 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- 3 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供す るものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場 合は、この限りでない。
- 4 第二項第一号ロの共同生活室は、医療法基準条例第八条第二号の食堂とみなす。
- 際して必要な設備を設けることとする。
- 第四十五条 ユニット型指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下 この条において同じ。)は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。
- 2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室について 2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次 の基準を満たさなければならない。
 - ユニット

 - (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提 供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体 的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としな ければならない。
 - (3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - (i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・ 三平方メートル以上とすること。

- (ji) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を 前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えな V.
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- □ 共同生活室
- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、 共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者 の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに滴したものとすること。

二 便所

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したも のとすること。
- **二** 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とするこ
- **三** 生活機能回復訓練室 六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。
- 四 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。
- 3 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供す るものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場 合は、この限りでない。
- 4 前三項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に 際して必要な設備を設けることとする。

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- サービスを提供した際には、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニッ ト型指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるもの とする。
- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービ 差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払 を受けることができる。
- 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院 患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当 該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた 場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- **二** 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に 支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特 定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合 は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- **三** 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要 となる費用
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要 となる費用
- 五 理美容代

- (ji) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を 前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えな
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

□ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、 共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者 の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとす ること。
- 廊下の幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とするこ
- **三** 生活機能回復訓練室 六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。
- 四 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。
- 3 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供す るものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場 合は、この限りでない。
- 4 前三項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に 際して必要な設備を設けることとする。

第三節 運営の基準

(利用料等の受領)

- **第四十二条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設 **│第四十六条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設 サービスを提供した際には、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニッ ト型指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるもの とする。
- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービ スを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な「スを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な 差額が生じないようにしなければならない。
 - を受けることができる。
 - 食事の提供に要する費用(旧法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入 院患者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定 入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合 は、同号の食費の負担限度額)を限度とする。)
 - 二 居住に要する費用(旧法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者 に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所 者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同 号の居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - **三** 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要 となる費用
 - 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要 となる費用
 - 五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活 においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められ ろもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっ ては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して 説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に 係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入 院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものと して行われなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むこ とができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要 なければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たって、入院 患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければなら ない。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患 者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っ てはならない。

7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ の際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行 い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な 技術をもって行われなければならない。

及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営む ことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむ を得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法によ り、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの 自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行う とともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替 え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護 療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

★ 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便官のうち、日常生活 においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められ ろもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっ ては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して 説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に 係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第四十三条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び **|第四十七条** 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び 生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入 院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものと して行われなければならない。

> 12 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むこ とができるよう配慮して行われなければならない。

> 3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要 介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われ「介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われ なければならない。

> 5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入 | 院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければな らない。

> 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患 |者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っ てはならない。

> 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の 入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

> 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、その提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、 常にその改善を図らなければならない。

> 9 ユニット型指定介護療養型医療施設は、必要に応じ、入院患者が成年後見制度を活用することができ るように配慮しなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十四条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係 |**第四十八条** 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係 を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な 技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者が、その病状 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者が、その病状 及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

> 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営む ことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむ を得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法によ り、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

| 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの 自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとと もに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替 え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護 療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十五条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜(し)好を |**第四十九条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜(し)好を考 考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の 自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供する とともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時 間を確保しなければならない。
- 意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならな

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とそ の家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

規程を定めておかなければならない。

- 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者の定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- 五 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- **六** 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四十八条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービス **|第五十二条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービス を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができる よう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければ ならない。
- 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤 務に従事する職員として配置すること。
- **三** ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指 定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービ スの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保し なければならない。

(食事)

慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域で生産された旬の食材を活用し、季筋、行事等に応じた 食事を提供するよう努めなければならない。

- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の 自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供する とともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時 間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その 意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四十六条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽 | **第五十条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜 (し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係 る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

> 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とそ の家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第四十七条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する **|第五十一条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。

- 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者の定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- 五 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- **六** 利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができる よう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員の配置を行わなければなら ない。
- 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤 務に従事する職員として配置すること。
- **三** ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指 定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービ スの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保し なければならない。
- **5** 前項の研修には、入院患者の尊厳を守り、入院患者及びその家族が共に健やかな生活を送ることがで きるよう、入院患者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(定員の遵守)

(定員の遵守)

第四十九条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超 **|第五十三条** ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超

(準用)

第五十条 第六条から第十条まで、第十三条、第十五条から第十七条まで、第二十一条から第二十三条の **│第五十四条** 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十三条から第二十六 二まで及び第二十七条から第三十六条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について進用す「条まで及び第三十条から第四十条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について進用する。 この場合において、第六条第一項中「第二十四条に規定する運営規程」とあるのは「第四十七条に規 定する重要事項に関する規程」と、第二十三条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三 十六条第二項第二号中「第十条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第十条第二項」と、第二 十三条の二中「第十五条」とあるのは「第五十条において準用する第十五条」と、第三十六条第二項第四│七条」とあるのは「第五十四条において準用する第十七条」と、第四十条第二項第四号中「第二十三条」 号中「第二十一条」とあるのは「第五十条において準用する第二十一条」と、第二十三条の二第三号及び 第三十六条第二項第五号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二 項」と、第二十三条の二第四号及び第三十六条第二項第六号中「第三十四条第二項」とあるのは「第五十 条において準用する第三十四条第二項」と、第三十六条第二項第三号中「第十四条第五項」とあるのは 「第四十三条第七項」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十五年三月三十一日までの間は、第二条第三項中「第四条第二項に規定する病床」とあるの は「第五十二条の規定により読み替えて適用される令第四条第二項に規定する主として痴呆の状態にある 老人(当該痴呆に伴って著しい精神症状(特に著しいものを除く。)を呈する者又は当該痴呆に伴って著 しい行動異常(特に著しいものを除く。)がある者に限るものとし、その者の痴呆の原因となる疾患が急 性の状態にある者を除く。)を入院させることを目的とした病床」と、同条第四項中「前三項」とあるの は「前三項及び附則第二条第二項」と、同条第五項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第一項から 第三項まで及び附則第二条第二項」と、同条第八項中「第一項第五号、第三項第六号及び第六項」とある のは「第一項第五号、第三項第六号、第六項及び附則第二条第二項第五号」とする。

- 2 令第五十二条の規定により読み替えて適用される令第四条第二項に規定する主として老人慢性疾患 (老人がかかっている場合において一般に慢性の経過をたどる疾患をいう。) にかかっている老人(当該 疾患につき手術を要する状態にある者又は急性の疾患にかかっている者を除く。)を入院させることを目 的とした病床(療養病床及び医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)附則第二条 第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群の病床を除く。)により構成される病棟(以下「介護力強 化病棟」という。)を有する病院(以下「介護力強化病院」という。)に該当する指定介護療養型医療施 設に置くべき従業者の員数は次のとおりとする。
- 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- 二 介護力強化病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、介護力強化病棟における入院患者の数が六 又はその端数を増すごとに一以上
- **三** 介護力強化病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、介護力強化病棟における入院患者の数が六 又はその端数を増すごとに一以上
- 四 理学療法士又は作業療法士 当該介護力強化病院の実情に応じた適当数
- **五** 介護支援専門員 一以上(介護力強化病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室 における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
- 3 次のいずれかに該当する指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第二条 第一項第五号、第三項第六号及び第六項並びに前項第五号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者 を入院させる部分に限る。)に係る病床における入院患者の数、老人性痴呆疾患療養病棟(専ら要介護者 を入院させる部分に限る。)に係る病床における入院患者の数及び介護力強化病棟(専ら要介護者を入院 させる部分に限る。)に係る病床における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一とす
- 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院であり、かつ、介護力 強化病院であるもの
- **二** 療養病床を有する病院であり、かつ、介護力強化病院であるもの(前号に掲げるものを除く。)
- **三** 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院であり、かつ、介護力強化病院であるもの(第一号に掲げる ものを除く。)

えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでな「えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでな

(進用)

この場合において、第七条第一項中「第二十七条の運営規程」とあるのは「第五十一条の重要事項に関す る規程」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十条第二項第二号中 「第十三条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第十三条第二項」と、第二十六条中「第十 とあるのは「第五十四条において準用する第二十三条」と、第二十六条第三号及び第四十条第二項第五号 中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十六条第二項」と、第二十六条第 |四号及び第四十条第二項第六号中「第三十八条第三項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十 |八条第三項||と、第四十条第二項第三号中「第十六条第五項||とあるのは「第四十七条第七項||と読み替 えるものとする。

附則 (施行期日)

(経過措置)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

- 4 介護力強化病院に該当する指定介護療養型医療施設の病室は、次の基準を満たさなければならない。
- 介護力強化病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき四・三平方メート ル以上とすること。
- 二 患者が使用する廊下であって、介護力強化病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定 で、一・二メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、一・ 六メートル以上としなければならない。

第三条 平成十五年三月三十一日までの間は、第二条第一項第五号、第二項第四号、第三項第六号、第六 項及び第八項、第十四条第一項、前条第二項第五号及び第三項並びに次条第三号中「介護支援専門員」と あるのは「介護支援専門員又は看護に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員」と、第十四条第二項 中「担当する介護支援専門員」とあるのは「担当する介護支援専門員又は看護に係る計画等の作成に関し 経験のある看護職員」とする。

数は、当分の間、第二条第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 医師 常勤換算方法で、一以上
- 二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室にお ける入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上。ただし、そのうちの一については看護職員と するものとする。
- 介護支援専門員 一以上

第五条 当分の間、第二条第三項第三号中「六」とあるのは、「八」とする。

第六条 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師(老人性認知症疾患の 患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。)を置いている指定介護療養型医療施設(老人性認知 症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。)については、当分の間、第二条第三項第四号中「作業 療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに 従事する作業療法士」と、同条第十項中「第三項第四号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士」 とあるのは「第三項第五号の精神保健福祉士」とする。

第七条から第九条まで 削除 [平成二○年三月厚労令五四号]

第十条 病床転換による旧療養型病床群であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令第七条の規定に よる改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年厚生省令第三号)附則第四条の規定の適 用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第三条第二項第三号中「一・八メートル」と あるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第十一条から第十四条まで 削除 [平成二〇年三月厚労令五四号]

第十五条 病床転換による診療所旧療養型病床群であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令第八条 **|第六条** 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群 の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第三十五号)附則第四 条の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第四条第二項第三号中「一・八メート ル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

する。

第十七条 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第五条第二 項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規 |第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法基準条例 則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、二・一メートル以上)」とあるのは「第五条第三項の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、二・一メートル以上)」とあるのは 「一・六メートル」とする。

定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、平成三十年三月三十一 日までの間は、第二条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」 とする。

第四条 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)に置くべき従業者の員 **|第二条** 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)の療養病床に係る病室 に置くべき看護職員及び介護職員の員数は、当分の間、第三条第二項第二号及び第三号の規定にかかわら ず、常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上と する。ただし、そのうちの一については、看護職員とするものとする。

第三条 当分の間、第三条第三項第三号中「六」とあるのは、「八」とする。

第四条 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師(老人性認知症疾患の 症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。)については、当分の間、第三条第三項第四号中「作業 療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに 従事する作業療法士」と、同条第十項中「第三項第四号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士」 とあるのは「第三項第五号の精神保健福祉士」とする。

|第五条 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医 療法施行規則等改正省令」という。)附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転 換して設けられたものに限る。)であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令第七条の規定による改 正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年厚生省令第三号)附則第四条の規定の適用を受 けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第四条第二項第三号中「一・八メートル」とあるの は「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

(病床を転換して設けられたものに限る。) であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令第八条の規 定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第三十五号)附則第四条の 規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第五条第二項第三号中「一・八メー トル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第十六条 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟(以下「病床転換による老人性認知症疾**|第七条** 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟(以下「病床転換による老人性認知症疾患 <u>患療養病棟」という。)に係る病室については、第五条第二項第一号中「四床」とあるのは、「六床」と「療養病棟」という。)に係る病室については、第六条第二項第一号中「四床」とあるのは、「六床」とす</u>

> 第八条 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第六条第二項 「一・六メートル」とする。

第十八条 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規 |**第九条** 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則(昭和二十三年厚 |生省令第五十号)||第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)| である指定介護療養型医療施設に ついては、平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項 第三号中「六」とあるのは「四」とする。

|第十九条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規**|第十条** 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則 の員数は、平成三十年三月三十一日までの間は、第二条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟にお ける入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上
- 三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟にお ける入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
- **五** 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上
- 大 介護支援専門員 一以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。) に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
- **第二十条** 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規 |**第十一条** 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規 定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下について は、平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第二項第三号及び第三十九条第二項第二号中「一・八」 メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とす
- 第二十一条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行 接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第五条第二項第四号中「一・八メートル」 を受けていた病院の廊下の幅にあっては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル以上」と「ける病院の廊下の幅にあっては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル以上」とする。 する。

附 則〔平成一二年一○月二○日厚生省令第一二七号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一 月六日)から施行する。

附 則 [平成一三年一月三一日厚生労働省令第八号抄]

(施行期日)

第一条 この省令は、医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)の施行の日(平成 十三年三月一日)から施行する。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 この省令の施行の日から起算して二年六月を経過する日までの間は、第十三条の規定による 改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下「新施設基準」という。)第 二条第一項中「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床」とある のは、「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床又は医療法等の 一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型 病床群(その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る。)」とする。

- 第三十九条 この省令の施行の際現に存する老人性痴呆疾患療養病棟であって、附則第十条第四号及び第 十一条第一項の規定の適用を受けるものについては、平成十五年八月三十一日までの間は、新施設基準第 二条第三項第二号イ中「三」とあるのは、「四」とする。
- 2 この省令の施行の際現に医療法第七条第一項の開設許可を受ける病院のうち、特例対象病院が有する 老人性認知症疾患療養病棟については、平成十八年二月二十八日までの間は、新施設基準第二条第三項第 二号ロ中「四」とあるのは、「六」とする。
- 3 当分の間、新施設基準第二条第三項第二号ロ(前項の規定により読み替えて適用される場合を除 く。)中「一以上」とあるのは、「一以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を 四をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこ |れを切り上げるものとする。)から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を五をもって除した数(その数 |患者数を五をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じる が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとす る。) を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。

則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。) である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者 |第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。) である指定介護療養型医療施設の老人性認知症疾患 療養病棟に置くべき看護職員の員数は、平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第三項第二号の規定 にかかわらず、常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が五又はその端数を増 すごとに一以上とする。

> | 定の適用を受けていたものに限る。) である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下について は、平成三十年三月三十一日までの間は、第四条第二項第三号及び第四十三条第二項第二号中「一・八」 メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とす

|第十二条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規 規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣|則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接 |する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第六条第二項第四号中「一・八メートル」と とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用 |あるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法基準条例第五条第三項の規定の適用を受

> **第十三条** 当分の間、第三条第三項第二号ロ中「一以上」とあるのは、「一以上。ただし、そのうち、老 人性認知症疾患療養病棟入院患者数を四をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数 に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)から老人性認知症疾患療養病棟入院 ときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。

第四十条 この省令の施行の際現に存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては、当分の間、 のは、「入院患者一人につき六・○平方メートル」とする。

第四十一条 附則第八条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下(新施設基準附則第十条、第 **|第十五条** 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第八条の規定の適用を受ける病院又は診療所内の病 十五条及び第十七条の規定の適用を受ける場合を除く。)の幅については、新施設基準第三条第二項第三 号及び第四条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」 とあるのは「一・六メートル」とし、新施設基準第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは 「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病」あるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法基準条例第五条第三項の規定の適用を受 院の廊下の幅にあっては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル」とする。

附 則 [平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号抄]

(施行期日)

1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律〔平 成一二年一一月法律第一二六号〕の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 [平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号抄]

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律「平成一三年一二月法律第一五三号」の施 行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 圓〔平成一四年八月七日厚生労働省令第一○六号〕 この省令は、公布の目から施行する。

附 則 [平成一五年三月一四日厚生労働省令第三二号]

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 平成十五年三月三十一日においてこの省令による改正前の指定介護療養型医療施設の人員、設備 及び運営に関する基準附則第三条の規定の適用を受けて介護支援専門員を置かない指定介護療養型医療施 設(療養病床を有する診療所であるものに限る。) については、平成十八年三月三十一日までの間は、こ の省令による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下「新基準」とい う。) 第二十五条第二項の規定にかかわらず、新基準第十五条並びに第二十三条の二第一号及び第二号に 規定する業務を指定居宅介護支援事業者(当該指定介護療養型医療施設の開設者を除く。次項において同 じ。) に委託することができる。
- 2 前項の規定の適用を受けて新基準第十五条並びに第二十三条の二第一号及び第二号に規定する業務を 指定居宅介護支援事業者に委託する指定介護療養型医療施設については、新基準第二条第一項第五号に規 定する介護支援専門員を置かないことができる。
- 3 前項の規定の適用を受けて新基準第二条第一項第五号に規定する介護支援専門員を置かない指定介護 療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の従業者が新基準第二十三条の二第三号及び第 四号に規定する業務を行うものとする。

附 則〔平成一五年五月一五日厚生労働省令第八九号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律〔平成一四年七月法律 第九六号〕附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十五年七月三十日)から施行する。

附 則〔平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律〔平成一四年七月 法律第九六号〕(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則「平成一七年六月二九日厚生労働省令第一○四号抄〕

この省令は、公布の日から施行する。

「第十四条 平成十三年三月一日において現に存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては、当 新施設基準第五条第二項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とある |分の間、第六条第二項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるの は、「入院患者一人につき六・○平方メートル」とする。

> |室に隣接する廊下(附則第五条、第六条及び第八条の規定の適用を受ける場合を除く。) の幅について は、第四条第二項第三号及び第五条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」 と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」と、第六条第二項第四号中「一・八メートル」と ける病院の廊下の幅にあっては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル」とする。

附 則 [平成一七年九月七日厚生労働省令第一三九号抄]

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定を受けている介護療養型**|第十六条** 平成十七年十月一日において現に旧法第四十八条第一項第三号の規定による指定を受けている 医療施設(この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。)であっ て、この省令による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定介|第五章(第四十三条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)、第四十四条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)並び 護療養型医療施設新基準」という。) 第五章 (第三十九条第二項第一号イ (3) 及び同号ロ (2) 、第四 十条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)並びに第四十一条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)を 除く。次項において同じ。)に規定する基準を満たすものについて、指定介護療養型医療施設新基準第三 十九条第二項第一号イ(3)、第四十条第二項第一号イ(3)又は第四十一条第二項第一号イ(3)の規 定を適用する場合においては、これらの規定中「入院患者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以「を標準とすること。これらの場合においては、入院患者同士」とする。 上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準と すること。これらの場合には、入院患者同士の」とする。

施設であって、指定介護療養型医療施設新基準第五章に規定する基準を満たすものについて、指定介護療 | 養型医療施設であって、第五章に規定する基準を満たすものについて、第四十三条第二項第一号ロ(2)、 室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入院患 者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第八条 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定を受けている介護療養型 医療施設(この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同 じ。)は、指定介護療養型医療施設であってユニット型指定介護療養型医療施設でないものとみなす。

2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療 施設であって、指定介護療養型医療施設新基準第二章及び第五章に規定する基準を満たすものが、その旨 を都道府県知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。

酬 則「平成一八年三月一四日厚生労働省令第三三号抄〕 (施行期日)

第一条 この省令は平成十八年四月一日から施行する。

附 則 [平成一八年三月三一日厚生労働省令第七九号抄] (施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一八年六月三○日厚生労働省令第一三九号〕 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

酬 則「平成一九年二月二八日厚生労働省令第一三号抄〕 (施行期日)

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年三月三○日厚生労働省令第四五号〕 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二○年三月二八日厚生労働省令第五四号〕 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二○年三月三一日厚生労働省令第七七号抄〕 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二○年四月一○日厚生労働省令第九一号〕

介護療養型医療施設(同日後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。)であって、 に第四十五条第二項第一号イ(3)及び同号口(2)を除く。次項において同じ。) に規定する基準を満たすも のについて、第四十三条第二項第一号イ(3)、第四十四条第二項第一号イ(3)又は第四十五条第二項第一号 イ(3)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「入院患者同士」とあるのは、「十・六五平方 メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上

2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療 2 平成十七年十月一日において現に旧法第四十八条第一項第三号の規定による指定を受けている介護療 養型医療施設新基準第三十九条第二項第一号ロ(2)、第四十条第二項第一号ロ(2)又は第四十一条第┃第四十四条第二項第一号ロ(2)又は第四十五条第二項第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、これ 二項第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「二平方メートルに当該共同生活┃らの規定中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上 |を標準||とあるのは、「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」と

この省令は、平成二十年五月一日から施行する。

附 則〔平成二○年九月一日厚生労働省令第一三七号〕 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二二年九月三○日厚生労働省令第一○八号〕 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二三年八月一八日厚生労働省令第一○六号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第五条 平成十七年十月一日以前に介護保険法第四十八条第一項第三号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設(同日において建築中のものであって、同月二日以降に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成十七年前指定介護療養型医療施設」という。)であって、この省令による改正前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定介護療養型医療施設旧基準」という。)第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十七年前指定介護療養型医療施設であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十七年前指定介護療養型医療施設(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設を除く。)であって、この省令の施行後に指定介護療養型医療施設旧基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設に該当することとなるものを含む。)については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

(検討)

第十七条 厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。)、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム基準第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。)、特別養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホームを除く。)及び地域密着型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。)の整備の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二三年一○月七日厚生労働省令第一二七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則〔平成二四年一月三○日厚生労働省令第一○号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十七条の規定は、公布の日から施行する。

附 則[平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一号抄] (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則〔平成二四年三月一三日厚生労働省令第三○号抄〕 **(施行期日)**

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

長 寿 第1871号 平成25年1月15日

指定介護療養型医療施設開設者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長 (公 印 省 略)

健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づき条例で規定された指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準について

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十条第一項及び第二項の規定による「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例」(以下「指定介護療養型医療施設条例」という。)については、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十六号をもって公布され、平成二十五年四月一日より施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「指定介護療養型医療施設条例」の運用に当たっては、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第四十一号)の運用のために発出された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成十二年三月十七日付け老企第四十五号。以下「基準省令解釈通知」という。)において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定介護療養型医療施設は、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

「指定介護療養型医療施設条例」において本県独自に盛り込まれた基準については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定介護療養型医療施設は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

1 内容及び手続きの説明及び同意

(指定介護療養型医療施設条例第七条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、患者及び指定介護療養型医療施設双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

2 取扱方針に規定する質の評価

(指定介護療養型医療施設条例第十六条第六項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや入院患者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

3 取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護療養型医療施設条例第十六条第七項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

指定介護療養型医療施設は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(入院患者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、入院患者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を入院患者に紹介する等関係機関と連携し、入院患者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

4 食事に規定する地産地消

(指定介護療養型医療施設設条例第二十一条第二項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

5 その他のサービスの提供に規定するレクリエーション

(指定介護療養型医療施設条例第二十二条第一項)

充実した日常生活につながるよう、入院患者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

6 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護療養型医療施設条例第二十八条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、

高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

指定介護療養型医療施設は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)」の趣旨及び内容を 十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

7 非常災害対策

(指定介護療養型医療施設条例第三十条)

指定介護療養型医療施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、 関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万 全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、 指定介護療養型医療施設として、援護が必要となった者への支援協力を求め たものである。

- ア 消火設備等の非常災害に際して必要となる設備を、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)その他の法令等の規定に従い、確実に設置しなければならない。
- イ 指定介護療養型医療施設は、入院患者の状態や当該施設が所在する地域の地理的実情(津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等)を踏まえ、想定される災害の種類(津波・高潮・土砂災害・地震・火災等)ごとに、その規模(当該施設の所在市町村全体・所在地域・当該施設・当該施設の一部分か等)及び被害の程度(ライフラインが1週間程度で復旧される場合、施設内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

- ウ イの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。
- エ 指定介護療養型医療施設は、非常災害時にその入院患者の安全の確保が 図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他 の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めること を求めるものである。
- オ 非常災害時には、当該施設の入院患者に限らず、地域の高齢者、障害者、 乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすること

を求めるものである。

8 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護療養型医療施設条例第四十条第二項)

各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないと したものである。

完結の日とは、入院患者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。入院患者との契約が継続している間において、当該入院患者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

指定介護療養型医療施設においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、 それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、 その期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運 用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の6、10(2)、11(8)及び26(2)の「二年間」は、指定介護療養型医療施設条例の規定に従い、「五年間」とする。

9 ユニット型指定介護療養型医療施設

- (1)取扱方針に規定する質の評価 (指定介護療養型医療施設条例第四十七条第八項) 基本的に同趣旨であるため、2を参照すること。
- (2) 取扱方針に規定する成年後見制度の活用 (指定介護療養型医療施設条例第四十七条第九項) 基本的に同趣旨であるため、3を参照すること。
- (3) 食事に規定する地産地消 (指定介護療養型医療施設条例第四十九条第二項) 基本的に同趣旨であるため、4を参照すること。
- (4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修 (指定介護療養型医療施設条例第五十二条第五項) 基本的に同趣旨であるため、6を参照すること。
- (5) 準用

(指定介護療養型医療施設条例第五十四条) 準用の規定により、1、7及び8を参照すること。

〇介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 ○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 [平成十一年三月三十一日号外厚生省令第三十七号] [平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十二号] 目次 目次 第一章 総則 (第一条—第三条) 第一章 総則 (第一条—第四条) 第二章 訪問介護 第二章 訪問介護 <中略> 〈中略〉 第四節 運営に関する基準 (第八条—第三十九条) 第四節 運営の基準 (第九条—第四十二条) 第三章 訪問入浴介護 第三章 訪問入浴介護 〈山略〉 〈山略〉 第四節 運営に関する基準(第四十八条—第五十四条) 第四節 運営の基準 (第五十二条—第五十九条) 〈中略〉 <中略> 第七章 诵所介護 第七章 诵所介護 <中略> <中略> 第四節 運営に関する基準(第九十六条—第百五条) 第四節 運営の基準(第百三条—第百十三条) <中略> 〈中略〉 第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第百六条―第百九条) 第六節 基準該当居宅サービスの基準(第百三十二条—第百三十五条) 〈中略〉 <中略> 第十章 短期入所療養介護 第十章 短期入所療養介護 第一節 基本方針 (第百四十一条) 第一節 基本方針 (第百八十九条) 第二節 人員に関する基準 (第百四十二条) 第二節 人員の基準 (第百九十条) 第三節 設備に関する基準 (第百四十三条) 第三節 設備の基準(第百九十一条) 第四節 運営に関する基準 (第百四十四条—第百五十五条) 第四節 運営の基準 (第百九十二条—第二百四条) 第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営の基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百五十五条の二・第百五十五条の三) 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二百五条・第二百六条) 第二款 設備の基準 (第二百七条) 第二款 設備に関する基準 (第百五十五条の四) 第三款 運営に関する基準 (第百五十五条の五—第百五十五条の十二) 第三款 運営の基準 (第二百八条--第二百十六条) <中略> <中略> 第一章 総則 第一章 総則 (趣旨) (趣旨) 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」とい 第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項 常二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス う。) 第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第 三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定によ の事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第七十条第二項第一号の規定に基づき、指定居 る基準とする。 宅サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。 <中略> <中略> (定義) (定義)

- 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅 サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- 三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価を いう。
- 四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定 める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるとき は、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- **|第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 利用料 法第四十一条第一項の居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
 - 二 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準 により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該 現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。

五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当 該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをい う。

大 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。

七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべ き時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をい う。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサー ビスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを 重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び 福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章 訪問介護

<中略>

第四節 運営に関する基準

<中略>

(内容及び手続の説明及び同意)

第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家 族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について 利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文 書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書 に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって 次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合 において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
- イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 記録する方法
- 口 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する 重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家 族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による 提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係 る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して おくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方

三 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当 該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをい

四 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべ き時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をい う。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

|第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサー ビスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを | 重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との 連携に努めなければならない。

(指定居宅サービス事業者の指定の要件)

第四条 指定居宅サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、病院(医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。)、診療所(同条第二項の 診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律(昭和三十五年法律第百四十五号) 第二条第十二項の薬局をいう。以下同じ。) により行われる |居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハ |ビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請者にあっては、この限りでない。

第二章 訪問介護

〈中略〉

第四節 運営の基準

<中略>

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家 族に対し、第三十条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者 の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

- 書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書 |に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって |次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。) により提供することができる。この場合 において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
 - 十 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 記録する方法
 - 口 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項 を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用 に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受 ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計 算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこと ができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成 することができるものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申 込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、 あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示 1. 文書又は雷磁的方法による承諾を得なければならない。
- 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁 的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に 対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者|きは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただ 又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問 介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、 適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者 |**第十二条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者 証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載 されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならな「会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。 L1

(要介護認定の申請に係る援助)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申 込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合 は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならな

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われ ていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受け ている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならな L1°

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者 が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚 生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第十三条第九号に規定するサービス担当 者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療 サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

<中略>

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

- することができるものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申 込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじ め、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書 又は雷磁的方法による承諾を得なければならない。
- 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該承諾を得た後に、当該利用申込者又はその家族から文 書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったと し、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時**|第十一条** 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常 「時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪 問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連 絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

| 2 | 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査

(要介護認定の申請に係る援助)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申 込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合 は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならな

12 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われ |ていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受け ている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならな い。

(心身の状況等の把握)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者 |が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚 |生省令第三十八号。第百六十五条第二項において「指定居宅介護支援等基準」という。)第十三条第九号 |のサービス担当者会議をいう。以下同じ。) 等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

<中略>

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 │**第十六条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 (平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。) 第六十四条各号のいずれにも該当しない ときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する 旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるこ とができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領 サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十六条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ及び二に規定する計 |**第十七条** 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪 画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければなら、問介護を提供しなければならない。 ない。

<中略>

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内 容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護 サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に 記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録 するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利「するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利 用者に対して提供しなければならない。

<中略>

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十一条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支 |**第二十二条** 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支 払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサー ビス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

<中略>

(利用者に関する市町村への通知)

第二十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増 進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

〈中略〉

員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければ ならない。

(秘密保持等)

第三十三条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家 |**第三十五条** 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家 族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業 | **2** 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業 務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(平成十一年厚牛省令第三十六号。以下「施行規則」という。) 第六十四条各号のいずれにも該当しない ときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第一号ハ及び二の計画を含む。以 下同じ。)の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問 |介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に 関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならな

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

<中略>

(サービスの提供の記録)

第二十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内 容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護 サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に 記載しなければならない。

| 2 | 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録 用者に対して提供しなければならない。

<中略>

(保険給付の請求のための証明書の交付)

|払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサー ビス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

<中略>

(利用者に関する市町村への涌知)

第二十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増 進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

<中略>

(掲示)

第三十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護 |**第三十四条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護 | 員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければ ならない。

(秘密保持等)

族の秘密を漏らしてはならない。

| 務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の 同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなけ、同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなけ ればならない。

<中略>

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十五条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の **|第三十七条** 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の 事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならな

(苦情処理)

かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなら

- 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければなら ない。
- 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書 その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用 者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合にお いては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しな ければならない。
- 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連 合会(国民健康保健法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体 連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保 険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を 行わなければならない。
- 6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を 国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する 利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事 業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十七条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、 市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置 を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなら ない。
- 3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合 は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護|**第四十一条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護 の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

<中略>

第三章 訪問入浴介護

<中略>

ればならない。

<中略>

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならな

(苦情処理)

第三十六条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速 **│第三十八条** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速 かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならな

- 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければなら ない。
- 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書 →その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用 者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合にお いては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しな ければならない。
- 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連 合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会を いう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連 合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなけ ればならない。
- 6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を 国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

|第三十九条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用 者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に 協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市 |町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を 講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければなら ない。
- 3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合 は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

<中略>

第三章 訪問入浴介護

<中略>

第四節 運営に関する基準

<中略>

(管理者の責務)

第五十二条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問 入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守さ 2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守さ せるため必要な指揮命令を行うものとする。

<中略>

第七章 通所介護

<中略>

第四節 運営に関する基準

〈中略〉

(勤務体制の確保等)

第百一条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事 業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定 通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、こ の限りでない。
- 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければな らない。

<中略>

(非常災害対策)

第百三条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報 及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な 訓練を行わなければならない。

<中略>

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

く中略>

第四節 運営の基準

<中略>

(管理者の音務)

第五十六条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問 入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

せるため必要な指揮命令を行うものとする。

<中略>

第七章 通所介護

<中略>

第四節 運営の基準

〈中略〉

(勤務体制の確保等)

|第百八条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定 通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- | 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定 通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、こ の限りでない。
- 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければな らない。
- 4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができる よう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

<中略>

(非常災害対策)

第百十条 指定通所介護事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常 |災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定 するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に 周知しなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他 必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町 村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 4 指定通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援 に努めるものとする。

<中略>

第六節 基準該当居宅サービスの基準

〈中略〉

第八章 通所リハビリテーション

<中略>

第四節 運営に関する基準

<中略>

(衛生管理等)

第百十八条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用 に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機|用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療 器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<中略>

第九章 短期入所生活介護

〈中略〉

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第百二十五条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじ め、利用申込者又はその家族に対し、第百三十七条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者 の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し て説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第百二十六条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、 冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一 時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものと する。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継 続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

<中略>

(地域等との連携)

第百三十九条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との **|第百六十六条** 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及 連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

<中略>

第十章 短期入所療養介護

第一節 基本方針

第八章 通所リハビリテーション

<中略>

第四節 運営の基準

〈中略〉

(衛生管理等)

|第百四十四条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲 機器の管理を適正に行わなければならない。

に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<中略>

第九章 短期入所生活介護

〈中略〉

第四節 運営の基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第百五十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじ め、利用申込者又はその家族に対し、第百六十四条の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の 体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を 行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。この場合におい て、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

2 第九条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第百五十三条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、 冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一 時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものと する。

|供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継 続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならな

<中略>

(地域等との連携)

び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

<中略>

第十章 短期入所療養介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第百四十一条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(以下「指定短期入所療養介護」とい う。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その 有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機|有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機 能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家 族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百四十二条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所 療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとす

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業 所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介 護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短 期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準第百八十 七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受 け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基 準第百八十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業 所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指 定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百五十四条において同じ。)を当該介護老人 保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保 されるために必要な数以上とする。
- 二 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法(以下「平成十八 年旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定 介護療養型医療施設」という。) である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療 養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の 員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数 以上とする。
- 三 療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期 入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をい う。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病 院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 四 診療所(前二号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指 定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法 で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊 急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。
- 2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する人員に関する 基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(基本方針)

第百八十九条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(以下「指定短期入所療養介護」とい う。) の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その |能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家 族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員の基準

(従業者の員数)

第百九十条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療 養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとす

- 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業 所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介 護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短 期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準第百八十 七条第一項の指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、 指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準第百八十 六条の指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所 療養介護の利用者。以下この条及び第二百二条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみ なした場合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上
- 二 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項 第三号の指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療 養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護 職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施 設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるため に必要な数以上
- 三 療養病床(医療法第七条第二項第四号の療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所 (前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療 養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、 栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要 とされる数が確保されるために必要な数以上
- 四 診療所(前二号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指 定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法 で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊 急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。
- | 2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 | 定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運 |営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第百七十四条第一項に規定する人員の基準を 満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備の基準

(設備の基準)

|第百九十一条 指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設 として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設の人員、施設及び 設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第三十九条に規定するユニット型介護老 人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。
- 二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介護保険法 に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(健 康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものと された指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号) 第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除 く。)を有することとする。
- 三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期 入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされ る設備を有することとする。
- 四 診療所 (療養病床を有するものを除く。) である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲 げる要件に適合すること。
- イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上と すること。
- ロ 食堂及び浴室を有すること。
- ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほ か、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運 常されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十八条第一項及び第二項に規定する設「営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第百七十五条第一項及び第二項に規定する設 備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ

第四節 運営に関する基準

(対象者)

第百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその 家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図 るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受け る必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入 所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附 則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政 短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

- 第百四十五条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護 を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サー ビス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得 た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供し た際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基 準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払 を利用者から受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用 者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該 特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同 条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、介護老人保健施設として必要と される施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運 営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第三十九条のユニット型介護老人保健施設をいう。以 下同じ。) に関するものを除く。) を有すること。
- 二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護療養型医療施設 として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附 則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人 員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第三十七条のユニット型指定介護療 養型医療施設をいう。以下同じ。) に関するものを除く。) を有すること。
- 三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期 入所療養介護事業所にあっては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有するこ
- 四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲 げる要件に適合すること。
- イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上と すること。
- ロ 食堂及び浴室を有すること。
- ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、同項に定めるもののほ か、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 |定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運 |備の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営の基準

(対象者)

|第百九十二条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその 家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図 るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受け る必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入 所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附 則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政 令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定 |令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定 短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

- **|第百九十三条** 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護 を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サー ドス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得 た額の支払を受けるものとする。
- |2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供し |た際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基 準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用 者から受けることができる。
 - 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用 者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所 者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号の食費 の負担限度額)を限度とする。)

滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支 給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定 入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第 二項第二号に規定する居住費の負担限度額) を限度とする。)

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必 要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要と なる費用

五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活にお いても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。

5 指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あら かじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利 は、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百四十六条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよ う、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならな

2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に 規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意して行わなければな らない。

3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者 又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければなら ない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利 用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

の改善を図らなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

第百四十七条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが 予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の 診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用する サービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達 成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って | 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って 作成しなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容につ いて利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療 養介護計画を利用者に交付しなければならない。

滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支 給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介 護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号の居住費の 負担限度額)を限度とする。)

三 厚牛労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必 要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要と なる費用

五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活にお いても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。

15 指定短期入所療養介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじ |め、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者 用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意について「の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、 文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百九十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよ う、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならな

12 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項の 短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならな

3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者 |又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければなら ない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利 用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

| 5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にそ 6 指定短期入所療養介護事業者は、その提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改 善を図らなければならない。

> 7 指定短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように 配慮しなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

|第百九十五条 | 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが ■予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の 診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用する |サービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達 成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

作成しなければならない。

|3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容につ いて利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療 養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針)

- 第百四十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を 基とし、療養上妥当適切に行う。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が 健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、 利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
- **五** 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならな い。
- 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他 の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

|立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- **第百五十条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよ **|第百九十八条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する う、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清 しきしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの 自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなけ ればならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日 5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日 常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養 介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- **第百五十一条** 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜(し)好を考慮したものと **|第百九十九条** 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜(し)好を考慮したものとす するとともに、適切な時間に行われなければならない。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなけれ 3 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなけれ ばならない。

(その他のサービスの提供)

- めるものとする。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

- **第百五十三条** 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程 (以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
- 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

(診療の方針)

- 第百九十六条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を 基とし、療養上妥当適切に行うこと。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が 健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、 利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- **五** 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない こと。
- 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他 の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(機能訓練)

第百四十九条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自 |**第百九十七条** 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自 立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- よう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 12 指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清 しきしなければならない。
- 13 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの 自立について必要な援助を行わなければならない。
- |4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなけ ればならない。
- 常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 16 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養 介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- るとともに、適切な時間に行われなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を 提供するよう努めなければならない。
- ばならない。

(その他のサービスの提供)

- **第百五十二条** 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努 **|第二百条** 指定短期入所療養介護事業者は、利用者からの要望を考慮し、利用者の嗜(し) 好に応じた趣 味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供に努めるものとする。
 - 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

- 第二百一条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下 この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
- 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第百五十四条 指定短期入所磨養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短**│第二百二条** 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期 期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この 限りでない。

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設 の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期 入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又 は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- 三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定短期入 所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

- 第百五十四条の二 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備 しておかなければならない。
- げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 短期入所療養介護計画
- 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第百四十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 大次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置につい ての記録

(準用)

三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、第百一条、第百三条、第百十八 条、第百二十五条、第百二十六条第二項及び第百三十九条の規定は、指定短期入所療養介護の事業につい て準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」 と、第百一条第三項中「诵所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百二十五条中 「第百三十七条」とあるのは「第百五十三条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療 養介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この筋の趣旨)

第百五十五条の二 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事 **|第二百五条** 第一節及び前二節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定短期 業(指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接し て設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以 下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。) ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並「の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

- 入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限 りでない。
- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設 の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期 入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又 は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- 三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定短期入 所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

- 第二百三条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してお かなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記 録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
 - 短期入所療養介護計画
 - 次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 第百九十四条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
 - 四 次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 五 次条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録
 - 大次条において準用する第四十条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置につい ての記録

(準用)

第百五十五条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第 |**第二百四条** 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二条、第二十七条、第三 十四条、第三十五条、第三十七条から第四十一条まで、第五十六条、第百八条、第百十条、第百四十四 条、第百五十二条、第百五十三条第二項及び第百六十六条の規定は、指定短期入所療養介護の事業につい て準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」 と、第百八条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百五十二条第一 |項中「第百六十四条」とあるのは「第二百一条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所 療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この筋の趣旨)

入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる |共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章にお |いて同じ。) により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。) ごとに利用者 運営の基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百五十五条の三 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二款 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第百五十五条の四 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。
- 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有することとする。
- 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。
- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧 介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防切用・ビス等基準第二百三条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第百五十五条の五 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短 期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係 る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護 サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の 支払を受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

第二百六条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二款 設備の基準

(設備の基準)

第二百七条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」とい う。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること。
- 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有すること。
- 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護療養型 医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限 る。)に関するものに限る。)を有すること。
- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有すること。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項のユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防セリス等基準第二百三条の指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第百九十二条第一項に規定する設備の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三款 運営の基準

(利用料等の受領)

- 第二百八条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- | 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- | 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の |支払を受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号の食費の負担限度額)を限度とする。)
 - 二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号の居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必 要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要と なる費用

五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活にお いても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっ ては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説 明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る 同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百五十五条の六 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び **│第二百九条** 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習 生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動につ「慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必 いて必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- きるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態 の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければ ならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用 者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならな
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者 又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っては「又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っては ならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時 間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行 い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百五十五条の七 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的 |**第二百十条** 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を 関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切|築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術 な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状 及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営 むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむ を得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法によ り、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必 要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要と なる費用

五 送迎に要する費用 (厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活にお いても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、 **|あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行** い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意に ついては、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことがで 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことがで きるよう配慮して行われなければならない。
 - 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
 - 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態 の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければ ならない。
 - 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利 |用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければなら ない。
 - 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者 ならない。
 - 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - |8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、 常にその改善を図らなければならない。
 - 9 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することがで きるように配慮しなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

をもって行われなければならない。

| 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状 及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

- |3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営 |むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむ を得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法によ り、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつ 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつ の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容 等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニッ ト型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

- **第百五十五条の八** ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜 (し) 好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事 の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供す るとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時「るとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時 間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、そ の意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百五十五条の九 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜(し)好に応じた趣味、教養 |**第二百十二条** ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜(し)好に応じた趣味、教養又は娯 又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければな らない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければなら ない。

(運営規程)

第百五十五条の十 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事 |**第二百十三条** ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関す 項に関する規程を定めておかなければならない。

- 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 涌常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百五十五条の十の二 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定 **│第二百十四条** ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所 短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制 を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならな 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員の配置を行わなければならない。 い。
- 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 夜間及び深夜については、ニユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤 務に従事する職員として配置すること。
- **三** ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユ|3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユ ばならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研 修の機会を確保しなければならない。

- 等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニッ ト型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二百十一条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜(し)好 を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応 じた食事を提供するよう努めなければならない。
- の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供す 間を確保しなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、そ の意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

|楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならな

|2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければなら ない。

(運営規程)

る規程を定めておかなければならない。

- 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 涌常の送迎の実施地域
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

|療養介護を提供することができるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体 制を定めておかなければならない。

- 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 本間及び深夜については、ニユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤 務に従事する職員として配置すること。
- **三** ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- ニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなけれ|ニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなけれ ばならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
 - |4|| ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研 修の機会を確保しなければならない。
 - 5 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができる よう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(定員の遵守)

定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、か つ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一 の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所 療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の 利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得 ない事情がある場合は、この限りでない。

ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を 当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超える こととなる利用者数

ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利 用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び 病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第百五十五条の十二 第百四十四条、第百四十七条から第百四十九条まで、第百五十四条の二及び第百五 **|第二百十六条** 第百九十二条、第百九十五条から第百九十七条まで、第二百三条及び第二百四条(第百八 十五条(第百一条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業につい て準用する。この場合において、第百五十四条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百五十五条の 十二において準用する第百五十五条」と、同項第三号中「第百四十六条第五項」とあるのは「第百五十五」 条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十五条の十二におい「六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百十六条において準用する第二百四条」と、第二百四条中 て準用する第百五十五条」と、第百五十五条中「第百三十七条」とあるのは「第百三十七条に規定する運 営規程Ⅰと、「第百五十三条」とあるのは「第百五十五条の十に規定する重要事項に関する規程」と読み|の重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。 替えるものとする。

<後略>

(定員の遵守)

第百五十五条の十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指 |**第二百十五条** ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期 入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユ ニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業 「所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介 |護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。) 数以上の利用者 に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事 情がある場合は、この限りでない。

> ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を 当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び瘠養室の定員を超える こととなる利用者数

> ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利 用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び 病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

|条の準用に係る部分を除く。) の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。こ |の場合において、第二百三条第二項第二号中「次条」とあるのは「第二百十六条において準用する第二百 |四条」と、同項第三号中「第百九十四条第五項」とあるのは「第二百九条第七項」と、同項第四号から第 「第百六十四条」とあるのは「第百六十四条の運営規程」と、「第二百一条」とあるのは「第二百十三条

<後略>

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防 │○介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービ のための効果的な支援の方法に関する基準

[平成十八年三月十四日号外厚生労働省令第三十五号]

ス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例

[平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十五号]

目次

第一章 総則 (第一条—第三条)

<中略>

第三章 介護予防訪問入浴介護

<中略>

第四節 運営に関する基準 (第五十条第四十九条の二—第五十五条)

<中略>

第八章 介護予防通所リハビリテーション

<中略>

第四節 運営に関する基準 (第百十九条第百十八条の二一第百二十三条)

<中略>

第九章 介護予防短期入所生活介護

<中略>

第四節 運営に関する基準 (第百三十三条—第百四十二条)

〈中略〉

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 基本方針 (第百八十六条)

第二節 人員に関する基準 (第百八十七条)

第三節 設備に関する基準 (第百八十八条)

第四節 運営に関する基準 (第百八十九条—第百九十五条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第百九十六条—第二百二条)

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所春巻介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予 防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二百三条・第二百四条)

第二款 設備に関する基準 (第二百五条)

第三款 運営に関する基準 (第二百六条—第二百十条)

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百十一条—第二百十五条)

<中略>

第一章 総則

(趣旨)

第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」と**|第一条** この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第一項 いう。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十|第二号並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護 五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定め |予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに る規定による基準とする。

法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方 自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」と いう。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指 定都市又は中核市。以下この条において同じ。) が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十一 条、第四十二条、第五十七条第四号(第六十一条において準用する場合に限る。)、第五十八条、第五 十九条、第百十二条、第百十三条、第百四十五条第六項(第百八十五条において準用する場合に限 る。)、第百八十条、第百八十一条、第二百六十七条(第二百八十条において準用する場合に限る。) 及び第二百七十九条の規定による基準

■ 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例 を定めるに当たって従うべき基準 第百八十三条第一項第一号及び第二項第一号口並びに附則第四条 (第百八十三条第二項第一号ロに係る部分に限る。) の規定による基準

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

<中略>

第三章 介護予防訪問入浴介護

<中略>

第四節 運営の基準 (第五十二条第五十一条の二—第五十七条)

<中略> 第八章 介護予防通所リハビリテーション

<中略>

第四節 運営の基準 (第百二十条第百十九条の二—第百二十四条)

<中略>

第九章 介護予防短期入所生活介護

<中略>

第四節 運営の基準 (第百三十四条—第百四十三条)

<中略>

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 基本方針 (第百七十三条)

第二節 人員の基準 (第百七十四条)

第三節 設備の基準 (第百七十五条)

第四節 運営の基準 (第百七十六条---第百八十二条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準(第百八十三条—第百八十九条)

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所磨養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予 防のための効果的な支援の方法の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百九十条・第百九十一条)

第二款 設備の基準(第百九十二条)

第三款 運営の基準 (第百九十三条—第百九十七条)

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法の基準(第百九十八条—第二百二条)

〈中略〉

第一章 総則

係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準を定めるとともに、法第百十五条の二第二項第一号の規 定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。

■ 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項第四十九条の二第一項(第四十五条、第六十一条、第百十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第九条第四十九条の三(第四十五条、第百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第三十一条、第百十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第三十五条、第六十一条、第百十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第三十五条第五十三条の十(第四十五条、第六十一条、第百十五条、第百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。)、第四十四条、第百三十三条第一項(第百八十五条において準用する場合に限る。)、第百十五条において準用する場合に限る。)及び第百四十五条第七項(第百八十五条において準用する場合に限る。)及び第百四十五条第七項(第百八十五条において準用する場合に限る。)の規定による基準

四 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例 を定めるに当たって標準とすべき基準 第百八十二条の規定による基準

★ 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百十八条第一項、第百三十二条第三項第一号及び第六項第一号口、第百五十三条第六項第一号イ(3) (床面積に係る部分に限る。)、第百八十八条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に限る。)及び第四号イ(病室に係る部分に限る。)、第二百五条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)、附則第二条(第百三十二条第六項第一号口に係る部分に限る。)、附則第二条(第百三十二条第六項第一号口に係る部分に限る。)、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を 定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項第四十九条の二第一項(第五十五条、第七十四条、第八 十四条、第九十三条、第百七条、第百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する 場合を含む。)、第九条第四十九条の三(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百七 条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において

準用する場合を含む。)、第百九十五条(第 二百十条において準用する場合を含む。)、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合 を含む。)、第二十二条、第三十一条第五十三条の五(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十 三条、第百七条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百 九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七 十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第三十五条第五十三条の十(第五十五 条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百七条、第百二十三条、第百四十二条(第百五十九条に おいて準用する場合を含む。)、第百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百 四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、第 七十条、第七十七条第一項から第三項まで、第百三十三条第一項(第百五十九条及び第百九十五条(第 二百十条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第百三十六条(第百五十 九条において準用する場合を含む。)、第百四十五条第七項、第百六十一条第八項、第百九十一条(第 二百十条において準用する場合を含む。)、第百九十八条、第二百条第六項、第二百十二条第七項、第 二百三十四条第一項から第三項まで、第二百三十五条第一項及び第二項(第二百六十二条において準用 する場合を含む。)、第二百三十九条(第二百六十二条において準用する場合を含む。)並びに第二百 五十八条第一項から第三項までの規定による基準

八 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を 定めるに当たって標準とすべき基準 第百三十一条(第百五十四条において準用する場合を含む。)の 規定による基準

九 法第五十四条第一項第二号又は第百十五条の四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十四条 第二項各号及び第百十五条の四第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定める に当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(定義)

|第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。
- 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
- 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価を いう。
- 四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定 める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超える ときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当 該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービ スをいう。
- 大 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをい
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべ き時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をい

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

- **第三条** 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った **|第三条** 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った サービスの提供に努めなければならない。
- サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

く中略>

第三章 介護予防訪問入浴介護

<中略>

第四節 運営に関する基準

<中略>

(提供拒否の禁止)

を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第四十九条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事 業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利 用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該 利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介そ「利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介そ の他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 利用料 法第五十三条第一項の介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- → 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準 により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、 当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当 該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービ スをいう。
- 四 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべ き時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をい

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

- サービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結 び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療 | び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提 供する者との連携に努めなければならない。

(指定介護予防サービス事業者の指定の要件)

第四条 指定介護予防サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、病院(医療 法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。)、診療所(同条第二項 の診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十二項の薬局をいう。以下同じ。)により行われ る介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リ ハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申 請者にあっては、この限りでない。

<中略>

第三章 介護予防訪問入浴介護

<中略>

第四節 運営の基準

<中略>

(提供拒否の禁止)

第四十九条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供 **|第五十一条の三** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供 を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第五十一条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事 **|業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利** 用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該 の他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第四十九条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場 合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期 間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、 定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提「当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。 供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第四十九条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、 要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認 し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必 要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に 対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該 利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなけ|利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなけ ればならない。

(心身の状況等の把握)

第四十九条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、 利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚 生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。) 第三十条第九号に規定するサービス 担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医 療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

<中略>

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第四十九条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、 利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十 三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計 画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス 他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第四十九条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第八十三条の九<mark>第五十一条の十</mark> 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、 第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介┃当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。 護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

<中略>

(サービスの提供の記録)

第四十九条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、 当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条 第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者 の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的 なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な「なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な 方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(受給資格等の確認)

第五十一条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場 合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期 間を確認するものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第五十一条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し 要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認 し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必 要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に 対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該 ればならない。

(心身の状況等の把握)

第五十一条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、 利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚 生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号のサービス担当者会 議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービ ス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

<中略>

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第五十一条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し 利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第八十三条の九各号のいずれにも該 当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(同条第一号ハ及びニの計 画を含む。以下同じ。)の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等によ 費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその【り、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情 報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならな

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

<中略>

(サービスの提供の記録)

第五十一条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、 当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三 条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用 者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

<中略>

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第五十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪 問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額そ の他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第五十条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次 の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならな

- 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状 熊の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- **二** 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

〈中略〉

(管理者の責務)

管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一 元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの 2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの 節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

<中略>

(掲示)

第五十三条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所 **|第五十五条の四** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所 に、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従事者の勤務の体制その「に、第五十五条の重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用 他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置 を講じなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場 合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書に より得ておかなければならない。

<中略>

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第五十三条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用 者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供 与してはならない。

(苦情処理)

<中略>

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第五十二条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防 訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額 その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第五十二条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が 次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならな

- 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状 熊の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- **二** 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

<中略>

(管理者の責務)

第五十二条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の **|第五十四条** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の 管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一 元的に行うものとする。

節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

<中略>

(掲示)

申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第五十三条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た**「第五十五条の五** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た 利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置 を講じなければならない。
- 合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書に より得ておかなければならない。

<中略>

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第五十五条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用 者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供 与してはならない。

(苦情処理)

第五十三条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者 **|第五十五条の八** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者 及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の 必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し なければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規 定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若し くは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導 又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町 村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に 関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に 規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力 するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は もに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に 助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の 改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第五十三条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護 **第五十五条の九** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護 予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業そ の他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十三条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供|**第五十五条の十** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供 により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連 絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し なければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償す べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十三条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を 区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなら ない。

<中略>

第八章 介護予防通所リハビリテーション

く中略>

第四節 運営に関する基準

<中略>

(勤務体制の確保等)

リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務 の体制を定めておかなければならない。

及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必 要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し なければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規 定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若し くは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導 又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町 村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に 関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項の 国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとと 従って必要な改善を行わなければならない。
- 改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業そ の他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連 絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- | 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し なければならない。
- 13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償す べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

|第五十五条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を 区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなら ない。

<中略>

第八章 介護予防通所リハビリテーション

<中略>

第四節 運営の基準

<中略>

(勤務体制の確保等)

第百二十条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所 **|第百二十一条の二** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通 |所リハビリテーションを提供することができるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに 従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごと に、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテー ションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この「ションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この「 限りでない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向 上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

く中略>

(非常災害対策)

第百二十条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定 期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第百二十一条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設 **│第百二十二条** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設 備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品 及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延し ないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<中略>

第九章 介護予防短期入所生活介護

<中略>

第四節 運営に関する基準

<中略>

(内容及び手続の説明及び同意)

第百三十三条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に 際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百三十八条に規定する重要事項に関する規程の概|際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百三十九条の重要事項に関する規程の概要、介護 要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認め ┃予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重 られる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者 の同意を得なければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごと に、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテー 限りでない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向 上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができる よう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

<中略>

(非常災害対策)

第百二十一条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会 的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への 対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、 それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又 は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られる よう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保 健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努める ものとする。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特 に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

(衛生管理等)

|備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品 及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

12 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延し ないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<中略>

第九章 介護予防短期入所生活介護

<中略>

第四節 運営の基準

<中略>

(内容及び手続の説明及び同意)

|第百三十四条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に |要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を 得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

2 第八条第二項から第六項まで第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書 2 第九条第二項第五十一条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

|**第百三十四条** | 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族 | **第百三十五条** | 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族 の疾病、冠婚塟祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るた めに、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護|めに、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護 を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サー ビスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至 るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければ「るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努 ならない。

<中略>

(地域等との連携)

第百四十条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動 **| 第百四十一条** 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民、ボランティア等と 等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

<中略>

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 基本方針

第百八十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入 **| 第百七十三条** 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入 所療養介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む ことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上 の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の 生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ご とに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従 業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期 入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章にお いて同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利 用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等 基準第百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて 受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準 第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において 一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定 短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百九十三条において同じ。) を当該介護老人保健施設の 入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるため に必要な数以上とする。
- 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法(以下「平成十八 年旧介護保険法」という。) 第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定 介護療養型医療施設」という。) である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介 護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士 又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合 における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保され るために必要な数以上とする。

の疾病、冠婚塟祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るた を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サー |ビスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至 めなければならない。

<中略>

(地域等との連携)

の連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

<中略>

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 基本方針

|所療養介護|という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む ことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上 の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の 生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員の基準

第百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事 |**第百七十四条** 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事 |業者|という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ご とに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従 業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期 入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章にお いて同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利 用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等 基準第百四十二条第一項の指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、か つ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準第百四十 一条の指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護 の利用者。以下この条及び第百八十条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場 合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上
- 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項 第三号の指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短 期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤 師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指 定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる 数が確保されるために必要な数以上

三 療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該 指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する 看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養 病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

四 診療所(前二号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあって は、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計 は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、か つ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上 配置していること。

定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運「定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運 を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人 保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護者人保健施設(介護者人保健施設の人員、 施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第三十九条に規定するユニット 型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。
- 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介 護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療 施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有す るものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四 十一号) 第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。) に関するもの を除く。)を有することとする。
- 三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護 予防短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必 要とされる設備を有することとする。
- 四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあって は、次に掲げる要件に適合すること。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メート ル以上とすること。
- 食堂及び浴室を有すること。
- ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるも 2 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、同項に定めるも ののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十三条第一項及び第二項に規定する設備に「営されている場合については、指定居宅サービス等条例第百九十一条第一項及び第二項に規定する設備の 関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(対象者)

三 療養病床(医療法第七条第二項第四号の療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所 (前号に該当するものを除く。) である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介 護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補 助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は 診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

四 診療所(前二号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあって は、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計 は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、か つ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上 配置していること。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する人員に関する基準 |営されている場合については、指定居宅サービス等条例第百九十条第一項に規定する人員の基準を満たす ことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備の基準

第百七十五条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、介護老人保健施設とし て必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設の人員、施設及び設備 並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第三十九条のユニット型介護老人保健施設を いう。以下同じ。) に関するものを除く。) を有すること。
- 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護療養型 医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正す る法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療 施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第三十七条のユニット型指 定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。) に関するものを除く。) を有すること。
- **三** 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護 予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を 有すること。
- 四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあって は、次に掲げる要件に適合すること。
- ◆ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者─人につき六・四平方メート ル以上とすること。
- 食堂及び浴室を有すること。
- ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- ののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運 基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営の基準

(対象者)

第百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若し**▽第百七十六条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若し くはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における 介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院 の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症 疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力 を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床によ り構成される病棟をいう。以下同じ。) において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養 予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係 る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 額の支払を利用者から受けることができる。
- 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が 利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により 当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払 われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者 に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該 特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われ た場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- **三** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必 要となる費用
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要と なる費用
- **五** 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
- 六 理美容代
- ★ 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便官のうち、日常 生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認めら れるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たって は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を 行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意 については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

- **第百九十一条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっ ては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束等を行ってはならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その熊様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

- **第百九十二条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。
- 事業の目的及び運営の方針

くはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における |介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院 の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症 疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力 を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床によ り構成される病棟をいう。以下同じ。) において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第百九十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短 **| 第百七十七条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防 |短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療 介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護|養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介 護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所 療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係 る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支 払を利用者から受けることができる。
 - 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が 利用者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定 入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場 合は、同号の食費の負担限度額)を限度とする。)
 - 二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者 に支給された場合は、同条第二項第二号の滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所 者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合 は、同号の滞在費の負担限度額)を限度とする。)
 - **三** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必 要となる費用
 - 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要と なる費用
 - 五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
 - **六** 理美容代
 - 七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便官のうち、日常 生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認めら れるもの
 - 14 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。
 - 15 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あ らかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、 |利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意につい ては、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

- **|第百七十八条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっ ては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束等を行ってはならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その熊様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

- 第百七十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。
- 事業の目的及び運営の方針

- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- **三** 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たっての留意事項
- 大 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第百九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時 **│第百八十条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情が ある場合は、この限りでない。

- 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人 保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護 予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療 養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- 三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指 定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関 する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 介護予防短期入所療養介護計画
- 二 次条において準用する第十九条第二項第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービ スの内容等の記録
- **三** 第百九十一条第二項に規定する身体的拘束等の熊様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十三条第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録
- **五** 次条において準用する第三十四条第二項第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- ★ 次条において準用する第三十五条第二項第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録

(準用)

第百九十五条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第 十一条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条、第百二条、第百四条第四十九条の三 から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十 条の三、第五十二条、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで、第 百二十条の二、第百二十条の四、第百二十一条、第百三十三条、第百三十四条第二項及び第百四十条の規 定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<mark>第三十条中「第二十</mark> 六条」第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第百九十二条」と、「訪問弁護員等介護予防訪問人 浴介護従事者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、<mark>第五二条第三項中「介護予防通所介</mark> 護従業者+第百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短 期入所療養介護従業者」と、第百三十三条中「第百三十八条」とあるのは「第百九十二条」と、「介護予 防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

第百九十六条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、 計画的に行われなければならない。

- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 大 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情があ る場合は、この限りでない。

- 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人 保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- **二** 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護 予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療 養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- 三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指 定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

第百九十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を**│第百八十一条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を 整備しておかなければならない。

- する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
- 介護予防短期入所療養介護計画
- 次条において準用する第二十条第二項第五十一条の十三第二項の規定による提供した具体的なサー ビスの内容等の記録
- **三** 第百七十八条第二項の規定による身体的拘束等の熊様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十四条第五十二条の三の規定による市町村への通知に係る記録
- **五** 次条において準用する第三十五条第二項第五十五条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- ★ 次条において準用する第三十七条第二項第五十五条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に 際してとった処置についての記録

(準用)

|第百八十二条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第 第三十二条、第三十四条から第三十八条まで第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十 - 条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第百三 条、第百五条第五十五条の四、第五十五条の五、第五十五条の七から第五十五条の十一まで、第百二十-条の二、第百二十一条の四、第百二十二条、第百三十四条、第百三十五条第二項及び第百四十一条の規定 は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<mark>第三十一条中「第二十</mark> 七条第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第百七十九条」と、「訪問介護員等介護予防訪問入浴 介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五三条第三項中「介護予防通所介護 従業者第百二十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期 入所療養介護従業者」と、第百三十四条第一項中「第百三十九条」とあるのは「第百七十九条」と、「介 |護予防短期入所生活介護従業者| とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者| と読み替えるものとす

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

|第百八十三条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、 計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を 価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- できる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする ものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよ 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよ うな方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者と のコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよ う適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

- 定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達や サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環 境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが 予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定 介護予防短期入所瘠養介護の目標 当該目標を達成するための具体的なサービスの内容 サービスの提 供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。
- **三** 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画 の内容に沿って作成しなければならない。
- 四 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっ ては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 五 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際に は、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- **六** 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されて いる場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 七 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はそ の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(診療の方針)

- 第百九十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を 基とし、療養上妥当適切に行うものとする。
- 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が 健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- **三** 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、 利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。
- **五** 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならな
- ★ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- **七** 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他 の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

- 行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者が 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者が 「できる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。 ものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
 - うな方法によるサービスの提供に努めなければならない。
 - 15 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者と のコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよ う適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

- **第百九十七条** 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第百八十六条に規定する基本方針及び前条に規 **第百八十四条** 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第百七十三条に規定する基本方針及び前条に規 定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達や サービス担当者会議を通じる等適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境 等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - **二** 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが 予定される利用者については、前号の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防 短期入所療養介護の目標。当該目標を達成するための具体的なサービスの内容。サービスの提供を行う 期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成すること。
 - **三** 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画 の内容に沿って作成しなければならないこと。
 - 四 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっ ては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこ
 - 五 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際に は、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならないこと。
 - 大 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されて いる場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
 - 七 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はそ の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
 - 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができ るように配慮しなければならない。

(診療の方針)

- **第百八十五条** 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を 基とし、療養上妥当適切に行うこと。
- 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が 健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- **三** 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、 利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- **五** 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない
- カ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。
- ★ 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他 の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(機能訓練)

生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければな「生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければな

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第二百条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよ う、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴さ せ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、 排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り 替えなければならない。
- その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- るとともに、適切な時間に行われなければならない。
- ばならない。

(その他のサービスの提供)

- **第二百二条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適官利用者のためのレクリエーション行事を行う よう努めるものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならな 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならな

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介 護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百三条 第一節、第三節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介 護の事業(指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療 養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための 場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニッ ト」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同 じ。) の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、 この節に定めるところによる。

(基本方針)

し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにお「重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットに いて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療 養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの でなければならない。

(機能訓練)

第百九十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常 **第百八十六条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常 らない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第百八十七条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する よう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- | 2 | 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴さ せ、又は清しきしなければならない。
- 13 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、 排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざろを得ない利用者のおむつを適切に取り 替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容 その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護 予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- 第二百一条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜(し)好を考慮したものとす | 第百八十八条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜(し)好を考慮したものとす るとともに、適切な時間に行われなければならない。
 - 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じ た食事を提供するよう努めなければならない。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなけれ 3 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなけれ ばならない。

(その他のサービスの提供)

- | 第百八十九条 | 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者からの要望を考慮し、利用者の嗜(し)好 に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供に努めるものとする。

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介 護予防のための効果的な支援の方法の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

|第百九十条 第一節及び前三節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業 (指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に 近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をい う。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」とい う。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本 | 方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準については、この節に定めるとこ ろによる。

(基本方針)

第二百四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重 | **第百九十一条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊 おいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の 療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すも のでなければならない。

第二款 設備に関する基準

第二百五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防**|第百九十二条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予 短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所 療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定す る介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限 る。)を有することとする。
- 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成 十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護 療養型医療施設に関するものに限る。) を有することとする。
- **三** 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成十 八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療 養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。
- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成 十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護 療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定 居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をい う。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短 期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基進第五五十五条の二第一項第五五十五条の二に規定するユ ニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合 については、指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定する設備に関する基準を満たすこと をもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- **第二百六条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定 **│第百九十三条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指 介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短 期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事 業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予 防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療 養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならな
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費 用の額の支払を受けることができる。
- 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が 利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により 当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事 業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者 に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該 特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者 に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- **三** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必 要となる費用
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要と なる費用
- **五** 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
- 六 理美容代

第二款 設備の基準

|防短期入所療養介護事業者|という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入 所療養介護事業所」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。

- 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、介護老人保 健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有す ること。
- **二** 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定 介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限 る。) を有すること。
- **三** 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定介 護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病 院に限る。) に関するものに限る。) を有すること。
- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定 介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する 診療所に限る。) に関するものに限る。) を有すること。
- 居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項のユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同 じ。) の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短 |期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準第百五十五条の二第一項第百五十五条の二のユニット型 指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場 合については、指定居宅サービス等条例第二百七条第一項に規定する設備の基準を満たすことをもって、 前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三款 運営の基準

(利用料等の受領)

- |定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防 短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予 防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療 養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならな
- 用の額の支払を受けることができる。
- 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が 利用者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定 入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支 払われた場合は、同号の食費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者 に支給された場合は、同条第二項第二号の滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所 者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払わ れた場合は、同号の滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- **三** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必 要となる費用
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要と なる費用
- **五** 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
- 六 理美容代

- 七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常 生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認めら れるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと する。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供 に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交 付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費 用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

- **第二百七条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要 ┃**第百九十四条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事 事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たっての留意事項
- **六** 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第二百八条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介 護予防短期入所瘡養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所瘡養介護事業所ごとに従業 者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤 務に従事する職員として配置すること。
- **三** ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予 防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務につ いては、この限りでない。
- のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

- 定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、か つ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一 の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防 短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。) 数以上の 利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他の やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、 利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員 を超えることとなる利用者数
- ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっ ては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の 定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

- 七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常 生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認めら れるもの
- ■4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものと
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当 たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付し て説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に 係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

- 項に関する規程を定めておかなければならない。
- 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 涌常の送迎の実施地域
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第百九十五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定 |介護予防短期入所療養介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならな 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員の配置を行わなければならない。
 - ─ 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
 - 夜間及び深夜については、ニユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤 務に従事する職員として配置すること。
 - **三** ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
 - 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 |所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予 ■防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務につ いては、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上 のために、その研修の機会を確保しなければならない。
 - **5** 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができる よう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(定員の遵守)

- **第二百九条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指**|第百九十六条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型 指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、か つ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一 の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防 短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。) 数以上の 利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他の やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、 利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員 を超えることとなる利用者数
 - 二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっ ては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の 定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用す ろ、この場合において、第百九十四条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるの は「第二百十条において準用する次条」と、第百九十五条中「第百九十二条」とあるのは「第二百七条」 と読み替えるものとする。

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項)

及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動 について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならな

- 2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営む 2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営む ことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならな

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二百十二条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する **|第百九十九条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する よう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、 その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な 生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただ | 生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただ | し、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な 方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者について は、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替 え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当 ならない。

(食事)

第二百十三条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び **|第二百条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜 嗜(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法によ 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法によ り、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事 を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう 必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができる | 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができる よう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

(準用)

第二百十条 第百八十九条、第百九十一条、第百九十四条及び第百九十五条(<mark>第百二条</mark>第百二十条の二の **|第百九十七条** 第百七十六条、第百七十八条、第百八十一条及び第百八十二条(第百三条第百二十一条の この準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用 する。この場合において、第百八十一条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とある |のは「第百九十七条において準用する次条」と、第百八十二条中「第百七十九条」とあるのは「第百九十 四条」と読み替えるものとする。

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法の基準

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項)

第二百十一条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式 **│第百九十八条** 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式、 及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動 について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならな

- ことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならな

(看護及び医学的管理の下における介護)

よう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、 その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な し、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者について は、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当 該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせては「該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせては ならない。

(食事)

(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行 事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

り、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事 ■を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう 必要な時間を確保しなければならない。

よう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

|第二百十四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜(し)好に応じた趣味、 教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなけれ「又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければな ばならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなけ 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなけ ればならない。

(準用)

第二百十五条 第百九十六条から第百九十九条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 **第二百二条** 第百八十三条から第百八十六条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の の事業について準用する。この場合において、第百九十七条中「第百八十六条」とあるのは「第二百四 条」と、「前条」とあるのは「第二百十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第二百一条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜(し)好に応じた趣味、教養 らない。

ればならない。

(準用)

事業について準用する。この場合において、第百八十四条第一項中「第百七十三条」とあるのは「第百九 十一条」と、「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

<後略>

<後略>

各介護保険事業者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長 (公 印 省 略)

介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び 指定介護予防サービス等の基準等について

介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項第二号、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十条第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(以下「指定居宅サービス等条例」という。)及び法第五十四条第一項第二号、第百十五条の四第一項及び第二項並びに第百十五条の二第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」(以下「指定介護予防サービス等条例」という。)については、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十二号及び第六十五号をもって公布され、平成二十五年四月一日から施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十七号)及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十五号)の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成十一年九月十七日付け老企第二十五号。以下「基準省令解釈通知」という。)において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」において本県独自に盛り込まれた基準等については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

第一 指定の要件

(指定居宅サービス等条例第四条、指定介護予防サービス等条例第四条) 指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次のア及びイは除く。 ア 病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項の病院 をいう。以下同じ。)、診療所(同条第二項の診療所をいう。以下同じ。) 又は薬局(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十一項の薬 局をいう。以下同じ。)が行う場合の次のサービス

- 居宅療養管理指導
- 介護予防居宅療養管理指導
- イ 病院又は診療所が行う場合の次のサービス
 - 訪問看護
 - 介護予防訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・介護予防訪問リハビリテーション
 - ・通所リハビリテーション
 - ・介護予防通所リハビリテーション
 - 短期入所療養介護
 - ·介護予防短期入所療養介護

第二 介護サービス

1 訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第二十三条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二十四条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要

と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定居宅サービス等条例第三十二条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第四十二条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの 記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その 期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運 用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第三の一の3(9)②、(13) ④、(23) ②及び(25) の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

6 通所介護

~~~~~~ (中略) **~~~~~~**

(3) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修 (指定居宅サービス等条例第百八条第四項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照する こと。

(4) 非常災害対策

(指定居宅サービス等条例第百十条)

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情 (津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等)を踏ま え、想定される災害の種類(津波・高潮・土砂災害・地震・火災等) ごとに、その規模(当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事 業所・当該事業所の一部分か等)及び被害の程度(ライフラインが1 週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能 である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則 (昭和三十六年自治省令第六号)第三条に規定する消防計画(これに 準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画) を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号) 第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

- イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に 行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に 対応できるような実効性の高いものとしなければならない。
- ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、 事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と 相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求める ものである。
- エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

~~~~~~~~ (中略) **~~~~~~~~~~~~~~**

8 短期入所生活介護

(2) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第百五十二条第一項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(1)を参照すること

~~~~ (中略) **~~~~~**

(4) 食事に規定する地産地消

(指定居宅サービス等条例第百五十八条第二項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(5) その他サービスの提供

(指定居宅サービス等条例第百六十二条第一項)

充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

9 短期入所療養介護

(1)取扱方針に規定する質の評価及び成年後見制度の活用 (指定居宅サービス等条例第百九十四条第六項及び第七項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)及び(3) を参照すること。

(2) 食事に規定する地産地消

(指定居宅サービス等条例第百九十九条第二項)

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(4)を 参照すること。

(3) その他サービスの提供

(指定居宅サービス等条例第二百条第一項)

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(5)を 参照すること。

(4) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第二百三条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の九の2(2)②及び(3)②の「二年間」は、 指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(5) 準用

(指定居宅サービス等条例第二百四条)

準用の規定により、6の(3)及び(4)並びに8の(2)を参照すること。

(6) ユニット型指定短期入所療養介護

ア 取扱方針に規定する質の評価及び成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二百九条八項及び第九項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)及び(3) を参照すること。

イ 食事に規定する地産地消

(指定居宅サービス等条例第二百十一条第二項)

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(4)を参照すること。

ウ 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修 (指定居宅サービス等条例第二百十四条第五項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照す ること。

工 準用

(指定居宅サービス等条例第二百十六条)

準用の規定により、(4) 並びに(5) で準用する6の(4) 及び8の(2) を参照すること。

第三 介護予防サービス

1 介護予防訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護予防サービス等条例第二十九条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第三十九条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五 年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの 記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その 期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の三の1(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第四十条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第四十一条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

············· (中略) ·············

6 介護予防通所介護

(1) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護予防サービス等条例第百三条第四項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を 参照すること。

(2) 非常災害対策

(指定介護予防サービス等条例第百五条)

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情 (津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等)を踏ま え、想定される災害の種類(津波・高潮・土砂災害・地震・火災等) ごとに、その規模(当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事 業所・当該事業所の一部分か等)及び被害の程度(ライフラインが1 週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法 第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあっ てはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくても よいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を 定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるもの とする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

- イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に 行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に 対応できるような実効性の高いものとしなければならない。
- ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、 事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と 相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求める ものである。
- エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

8 介護予防短期入所生活介護

(2) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等条例第百三十四条第一項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1 の (1) を 参照すること

··············· (中略) ···············

(6) 食事に規定する地産地消

(指定介護予防サービス等条例第百四十七条第二項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(7) その他サービスの提供

(指定介護予防サービス等条例第百五十一条第一項)

充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

~~~~~ (中略) **~~~~~**

9 介護予防短期入所療養介護

(1) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第百八十一条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を 参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の9(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第百八十三条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を 参照すること。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第百八十四条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を 参照すること。

(4) 食事に規定する地産地消

(指定介護予防サービス等条例第百八十八条第二項)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(6)を参照すること。

(5) その他サービスの提供

(指定介護予防サービス等条例第百八十九条第一項)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(7)を参照すること。

(6) 準用

(指定介護予防サービス等条例第百八十二条)

準用の規定により、6の(1)及び(2)並びに8の(2)を参照すること。

(7) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護

ア 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護予防サービス等条例第百九十五条第五項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2) を参照すること。

イ 食事に規定する地産地消

(指定介護予防サービス等条例第二百条第二項)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8

の(6)を参照すること。

ウ準用

(指定介護予防サービス等条例第百九十七条及び第二百二条) 準用の規定により、(1)から(3)まで並びに(6)で準用する 6の(2)及び8の(2)を参照すること。